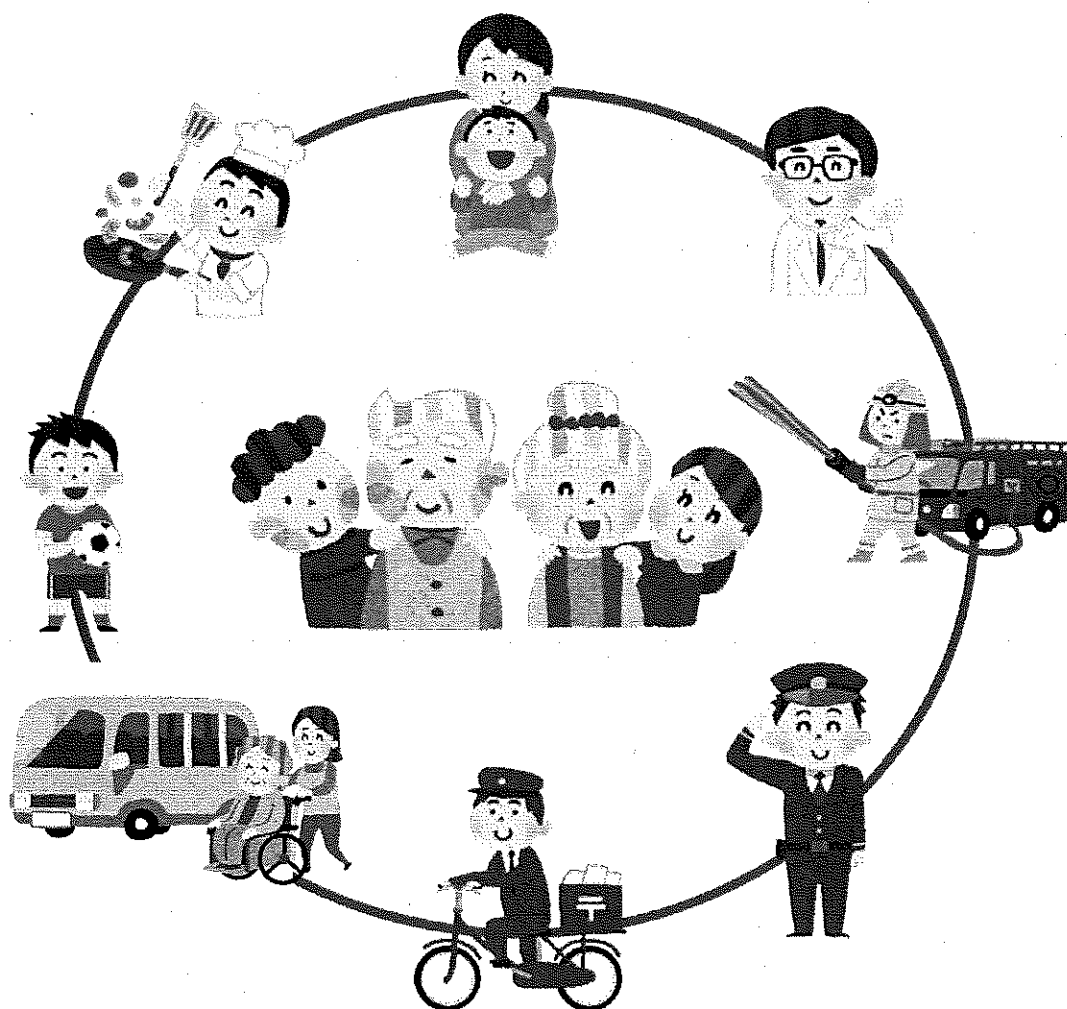


佐久市老人福祉計画

第7期介護保険事業計画

(素案)



平成30年3月
長野県佐久市

佐久市老人福祉計画

第7期介護保険事業計画 目次

第1章 総 論

第1節	計画策定に当たって	
1	背景	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の方向性	2
4	基本理念	3
5	重点施策	4
第2節	平成37年度（2025年度）の推計及び第7期の目標	
1	平成37年度の推計	8
2	第7期の目標	9
第3節	日常生活圏域の設定	
1	日常生活圏域の考え方	12
2	日常生活圏域の設定	12

第2章 介 護 保 険

第1節	介護保険指標の見通し	
1	被保険者の見通し	16
2	要介護・要支援認定者及び事業対象者の状況	17
3	要介護・要支援認定者の見込み	18
第2節	介護保険給付費の状況と見込み	
1	介護保険サービス体系	19
2	居宅サービス（要介護1～5のサービス）	19
3	地域密着型サービス（要介護1～5のサービス）	26
4	住宅改修	29
5	居宅介護支援	29
6	施設サービス（要介護1～5のサービス）	30
7	介護予防サービス（要支援1・2のサービス）	32
8	療養病床の転換	39
9	介護保険給付費	40
第3節	その他介護保険事業	
1	相談・苦情対応	41
2	経済的負担の軽減	42
3	地域密着型サービス事業者指定及び更新	43

第3章 地 域 支 援

第1節 地域支援事業

1 地域支援事業の概要	44
2 地域支援事業の状況及び見込み	45
3 介護予防・日常生活支援総合事業	46
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の目的	46
(2) 介護予防・生活支援サービス事業	48
(3) 一般介護予防事業	51
4 包括的支援事業	56
(1) 地域包括支援センターについて	55
(2) 地域包括支援センターの事業内容	57
(3) 地域包括支援センター業務の推移	58
(4) 地域包括支援センター運営協議会	59
(5) 地域ケア会議推進事業	59
(6) 認知症施策推進事業	60
(7) 在宅医療・介護の連携体制推進事業	64
(8) 生活支援体制整備事業	66
5 任意事業	67
(1) 介護給付費等適正化事業	67
(2) 家庭介護支援事業	69
(3) その他事業	69

第4章 高 齢 者 福 祉

第1節 生き生きと安心して暮らせるサービス

1 生きがい対策事業	71
(1) 老人クラブ活動助成事業	72
(2) 長寿・米寿お祝い事業	73
(3) 敬老会補助事業	74
(4) 生きがい活動拠点の運営事業	75
(5) 外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業	75
(6) 佐久シルバー人材センター運営事業	76
2 生活支援事業	76
(1) 高齢者等実態調査	77
(2) 生活管理指導短期宿泊事業	78
(3) あいとぴあ田短期入所事業	78
(4) 高齢者生活支援ハウス運営事業	79
(5) ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業	80

(6) ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯住宅補修等整備事業	80
(7) 高齢者にやさしい住宅改良促進事業	81
(8) 高齢者外出支援サービス事業	81
(9) 家庭ごみ収集支援事業	82
(10) 日常生活用具貸与事業	83
(11) 高齢者訪問理美容サービス事業	83

第2節 老人福祉サービス

1 老人福祉施設等	84
(1) 養護老人ホーム	84
(2) 軽費老人ホーム	85
(3) 老人福祉センター	85
(4) 宅幼老所	85
(5) 有料老人ホーム	85
(6) サービス付き高齢者向け住宅	86

第5章 介護保険施設の整備

第1節 介護保険施設等整備方針

1 施設整備方針	87
2 地域密着型サービス事業者等整備方針	88

第6章 介護保険料

第1節 介護保険料	89
-----------	----

資料編

1 佐久市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱	92
2 佐久市介護保険事業計画等策定懇話会委員名簿	94
3 佐久市内の介護保険サービス事業者一覧	95
4 高齢者支援メニュー 一覧表	98
5 第7期介護保険事業計画策定に係る実態調査（抜粋）	102

第1章 総 論

第1節 計画策定に当たって

1 背景

佐久市では、市の将来都市像である「快適健康都市 佐久」を目指した「第二次佐久市総合計画」に基づき、高齢者がその人らしい生活を可能とする福祉環境の整備と、介護保険制度を基盤とした多様な高齢者福祉サービスの提供に取り組み、誰もが等しく生き生きと安心して暮らすことを可能とする福祉のまちづくりを推進しています。

また、平成12年度に創設された介護保険制度は、今日まで16年が経過する中で、サービス利用者、介護サービス提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、進展してきています。

さらに、平成28年度からは介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、地域の支え合いの体制づくりを推進しています。

このような中、本市の高齢者（65歳以上）人口は、平成29年10月1日現在、29,506人、高齢化率30.1%となっています。今後も高齢化は確実に進行し、特に、団塊の世代（昭和22年から24年生まれ）が75歳以上の後期高齢者となる2025年度（平成37年度）には、75歳以上人口が17,973人に達すると見込まれ、高齢者人口は30,643人、高齢化率32.5%に達すると見込まれています。

昨今では、介護事業者の人材不足が深刻化しており、地域で必要な介護サービスの提供を確保するための人材の確保と資質の向上が求められています。

各年10月1日現在

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	99,169人	99,073人	97,926人	97,446人	96,965人	94,273人
65歳以上人口 〈指数〉	29,079人 〈100.0〉	29,506人 〈101.5〉	29,668人 〈102.0〉	29,963人 〈103.0〉	30,257人 〈104.1〉	30,643人 〈105.4〉
75歳以上人口 〈指数〉	15,717人 〈100.0〉	15,972人 〈101.6〉	16,049人 〈102.1〉	16,198人 〈103.1〉	16,347人 〈104.0〉	17,973人 〈114.4〉
高齢化率	29.6%	30.1%	30.3%	30.8%	31.2%	32.5%

出典：平成28年～29年は、毎月人口異動調査（長野県）総人口は年齢不詳含
平成30年～37年は、第7期将来推計人口（厚生労働省）
〈 〉内の数字は、平成28年を100とした指数

2 計画策定の趣旨

「老人福祉計画・介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」は、本市の高齢者福祉施策の基本となるもので、取り組む課題を明らかにし、老人福祉計画（老人福祉法）と介護保険事業計画（介護保険法）を一体的に策定します。

本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年度を見据え、介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、中長期的な視点に立って佐久市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画として策定します。

3 計画策定の方向性

(1) 計画策定の方針

本計画は、「第二次佐久市総合計画 前期基本計画」、「佐久市地域福祉計画」を上位計画とし、国の「基本的な指針※」に対応したものとするとともに、「佐久市健康づくり21計画」、「佐久市障がい者プラン」などとの整合性を図るものとします。

※基本的な指針・・・厚生労働省「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(2) 計画期間

本計画の期間は、国の「基本的な指針」に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

(3) 計画策定に向けた取組及び体制

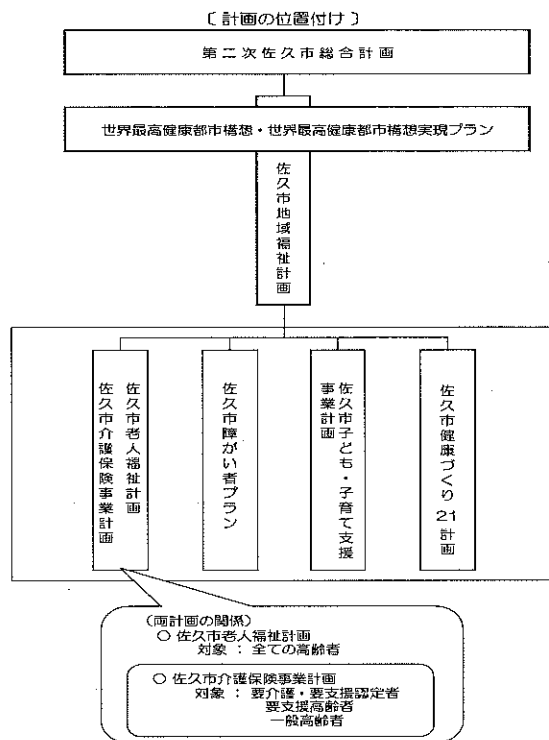
本計画は、佐久市介護保険事業計画等策定懇話会において、学識経験者、保健・医療・福祉関係者や市民など、様々な方の意見を聴きながら策定しました。

また、本市の高齢者の実態を把握し、本計画策定のための基礎資料とするため、市内在住の「要介護・要支援の認定を受けていない第1号被保険者」（元気高齢者）400人と、「要介護・要支援の認定を受けている被保険者」（居宅要介護・要支援認定者等）1,900人を対象に高齢者実態調査を行いました。

この他、市内5圏域の地域包括支援センターからの意見聴取、居宅介護支援事業者へのアンケート調査などを行いました。

○高齢者実態調査（平成28年度）

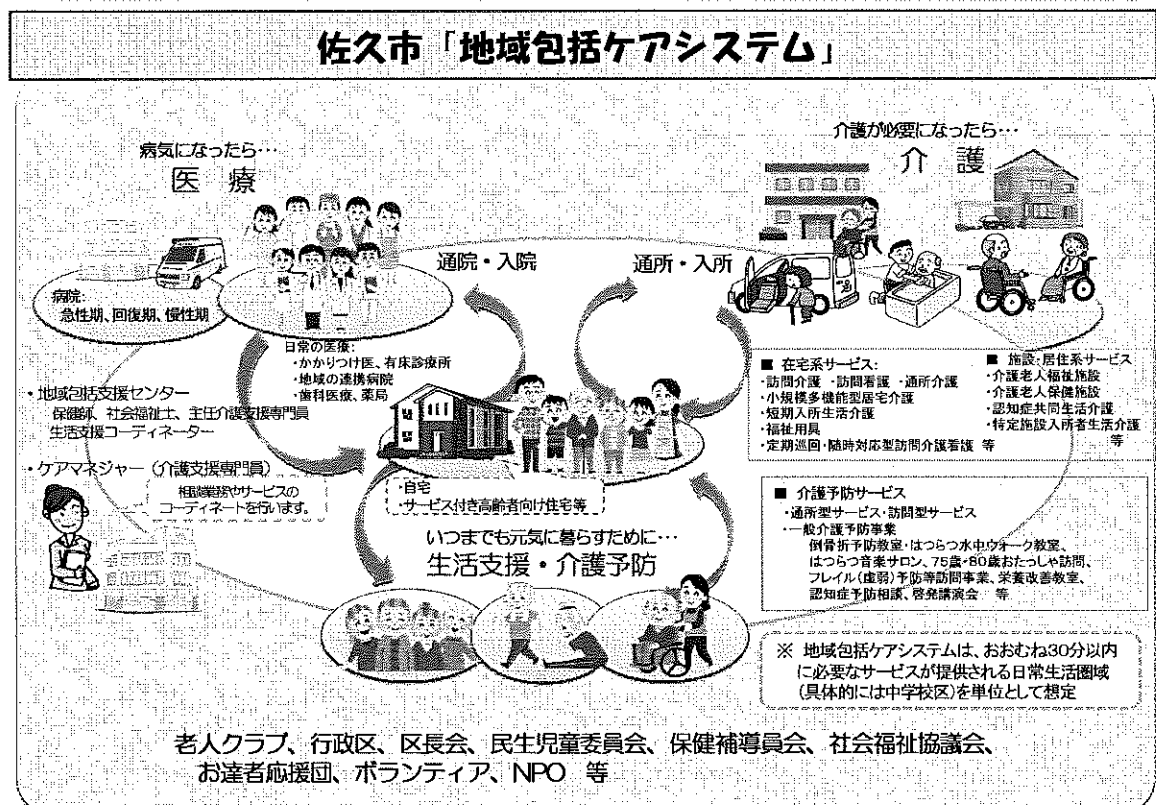
調査区分	対象者数	回答数	回収率
元気高齢者実態調査	400人	251人	62.8%
居宅要介護・要支援認定者等実態調査	1,900人	963人	50.7%



4 基本理念

本計画は、「豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり」を基本理念として、「生涯にわたる健康づくりの推進」「地域で支え合う社会福祉の充実」の実現に向けた施策を展開します。

また、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供する制度運営に取り組みます。



5 重点施策

(1) 地域包括ケアシステムの推進

- ア 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、地域の特性を生かした包括的支援事業の推進に努めます。
- イ 在宅医療・介護の各分野の連携により、地域包括ケアの円滑な取組の推進に努めます。
- ウ 地域住民と協働し、地域と個人が抱える複合的な地域生活課題を解決していくため、「我が事、丸ごと※」、地域共生社会の実現に向けた取組の推進に努めます。

※「我が事・丸ごと」：「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を目指す。

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備（我が事）
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制（丸ごと）

(2) 高齢者支援サービスの推進

- ア 保健・医療・福祉・介護の各分野の連携により高齢者を支援します。
- イ 高齢者の生きがい事業を推進するとともに、栄養や運動を中心とした介護予防、疾病予防、重度化防止、生活支援対策などを推進します。
- ウ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に沿って、認知症施策を推進します。
- エ 高齢者虐待や孤独死を未然に防ぐため、介護を行う家族への支援や地域ぐるみで相談し合えるネットワークの構築に努めます。
- オ 地域包括支援センターとの連携を強化し、介護・生活相談体制の充実を図るとともに、介護予防サービスの充実に努めます。

(3) 介護保険の適正な運営と介護基盤の整備

- ア 介護保険法に基づき、適正な事業運営を推進します。
- イ 介護保険制度の円滑な運営のため、サービス内容や制度の仕組みなどの周知を図ります。
- ウ 地域密着型の介護保険施設などの整備を促進します。
- エ 介護人材の確保に当たって、介護職の魅力の向上、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成などの国・県の取組について情報発信に努めるとともに、介護従事者の負担軽減を柱とする総合的な取組を推進します。
- オ 平成30年度から同時スタートとなる信州保健医療総合計画などとの整合性の確保を図ります。

(4) 高齢者の権利擁護の推進

- ア 判断能力の低下した認知症高齢者などを法律的に保護するため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用の促進と普及に努めます。

介護保険 保険給付

要介護認定者へのサービス

居宅サービス

- | | |
|--------------|--------------|
| ○訪問介護 | ○訪問入浴介護 |
| ○訪問看護 | ○訪問リハビリテーション |
| ○通所介護 | ○通所リハビリテーション |
| ○短期入所生活介護 | ○短期入所療養介護 |
| ○居宅療養管理指導 | ○福祉用具貸与 |
| ○特定施設入居者生活介護 | ○住宅改修 |
| ○特定福祉用具販売 | |

地域密着型サービス

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ○認知症対応型通所介護 | ○認知症対応型共同生活介護 |
| ○小規模多機能型居宅介護 | ○地域密着型通所介護 |
| ○地域密着型特定施設入居者生活介護 | |
| ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | |
| ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス | |

施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

居宅介護支援

要支援認定者へのサービス

介護予防サービス

- | | |
|---------------|------------------|
| ○介護予防訪問看護 | ○介護予防訪問入浴介護 |
| ○介護予防短期入所生活介護 | ○介護予防訪問リハビリテーション |
| ○介護予防居宅療養管理指導 | ○介護予防通所リハビリテーション |
| ○介護予防特定福祉用具販売 | ○介護予防短期入所療養介護 |
| ○介護予防福祉用具貸与 | ○介護予防住宅改修 |

地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防支援

経済的負担の軽減

- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費
- 補足給付（特定入所者介護サービス費）
- 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業
- 佐久市介護保険利用者負担援護事業

介護保険 地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス事業
- 通所型サービス事業
- その他の生活支援サービス事業
- 介護予防ケアマネジメント事業

一般介護予防事業

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 介護予防把握事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営に関する事業
- 地域別包括ケア委員会
- 在宅医療・介護連携体制構築に関する事業
- 認知症施策推進に関する事業
- 生活支援サービスの体制整備に関する事業

任意事業

- 介護給付費等費用適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他事業
 - ・成年後見制度利用支援等事業
 - ・住宅改修支援事業
 - ・介護相談員派遣事業
 - ・認知症サポーター等養成事業
 - ・高齢者緊急時あんしん情報提供事業

高齢者福祉

生きがい対策事業

- 老人クラブ活動助成事業
- 長寿・米寿お祝い事業
- 敬老会補助事業
- 生きがい活動拠点の運営事業
- 外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業
- 佐久シルバー人材センター運営事業

生活支援事業

- 高齢者実態調査
- 生活管理指導短期宿泊事業
- あいとびあ田短期入所事業
- 高齢者生活支援ハウス運営事業
- ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業
- ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯住宅補修等整備事業
- 高齢者にやさしい住宅改良促進事業
- 高齢者外出支援サービス事業
- 家庭ごみ収集支援事業
- 日常生活用具貸与事業
- 高齢者訪問理美容サービス助成事業

老人福祉施設等

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人福祉センター
- 宅幼老所
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅

第2節 平成37年度（2025年度）の推計及び第7期の目標

1 平成37年度の推計

（1）総人口及び第1号被保険者数

（単位：人）

総人口	94,273
第1号被保険者数	30,643
65歳～74歳	12,670
75歳以上	17,973
要介護（支援）認定者数	5,611

出典：総人口及び第1号被保険者数は、第7期将来推計人口（厚生労働省）
要介護（支援）認定者数は、第7期将来推計人口を基に推計

（2）介護・介護予防サービス給付費及び地域支援事業費

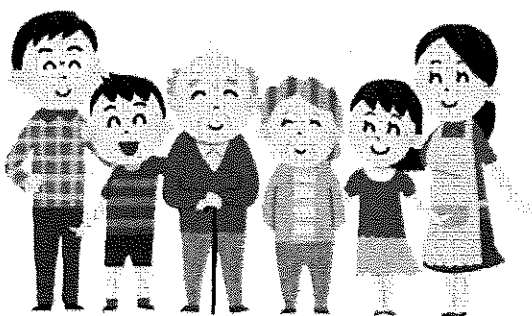
（単位：千円）

介護・介護予防サービス給付費	9,384,000
介護サービス給付費	延べ利用人数※ 194,376 人 9,196,000
介護予防サービス給付費	延べ利用人数※ 39,066 人 188,000
その他給付費	649,000
小 計	10,033,000
地域支援事業費	515,000
小 計	515,000
合 計	10,548,000

※「延べ利用人数」：各種介護サービスの利用者数の合計

（3）保険料（基準月額）

保険料（基準月額）	7,000 円 程度
-----------	------------



2 第7期の目標

(1) 佐久市の目指す姿

「豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり」

「高齢者になっても 住み慣れた 我が家 わが街 “佐久市” で暮らしていくために」

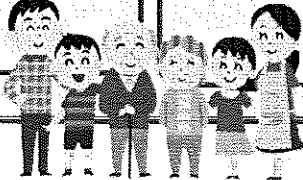
『心身ともに健康で生きがいを持って生活できるまち』

元気高齢者：支える時期

- 仕事や趣味、地域活動などに参加し、生きがいをもって生活を送っています。
- 仕事、ボランティア活動などを通じて、近隣の高齢者の生活を支えています。
- 健康づくりや介護予防の必要性を認識し、行動しています。

介護が必要な高齢者：支えられる時期

- 必要な介護・福祉サービスなどを活用し、できる限り住み慣れた自宅で、安心して暮らしています。
- 介護予防などを活用しながら、重度化を防ぎます。



【元気高齢者の目標】

健康づくりや介護予防への関心を深めるとともに、仕事や趣味、地域の活動などに参加し、さらなる健康寿命の延伸を目標とします。

指 標	現 状 値	平成32年度 目標値
要介護認定率	15.9% （平成28年度）	現状値以下
健康寿命 （※1）	男性 80.08 歳 （平成27年）	延伸
	女性 85.12 歳 （平成27年）	延伸

（※1）「日常生活動作が自立している期間の平均」介護保険の要介護度1以下（介護保険の要介護度のデータを活用）

【介護が必要となった高齢者の目標】

できる限り住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、必要な介護・福祉サービスなどを活用し、介護予防・重度化の防止を目標とします。

指 標	現 状 値	平成32年度 目標値
平均要介護度 （要支援認定者を除く）	2.31 （平成28年度）	現状値以下

(2) 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組

ア 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者の自立支援と要介護状態の防止の推進に当たっては、介護予防、機能回復訓練などの高齢者へのアプローチとともに、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び介護予防などのリーダー育成をはじめとした地域づくりなどにより、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれた施策を推進します。

イ 介護給付等対象サービスの充実・強化

要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加などを踏まえ、高齢者の日常生活全般を柔軟なサービス提供により支えることができるよう、在宅サービス・施設サービスの連携など、地域における継続的な支援体制の整備を図ります。

ウ 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、看取りなどの様々な場面で、医療・介護関係者などの連携を図ることができる体制を整備します。

エ 日常生活を支援する体制整備

日常生活上の支援を必要とする高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要とする多様な生活支援サービスを整備するため、事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。

オ 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者の住まいは、保健・医療・介護などのサービスが提供される前提であり、地域におけるニーズに応じ適切に供給される環境を確保していきます。

(3) 地域ケア会議、生活支援体制整備の推進

多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めるとともに、市民が「支える側」と「支えられる側」の関係が築かれる高齢者の社会参加などを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

(4) 人材の確保及び資質の向上

地域で必要な介護サービスの提供を確保するため、国や県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体

などの連携・協力体制の構築、ボランティア活動に対する支援や普及啓発活動などを通じて、地域の特色を踏まえた人材の確保及び介護サービス従事者の資質の向上に取り組めます。

(5) 認知症施策の推進

今後も増加する認知症高齢者に適切に対応するため、状態や症状に応じて利用できる支援やサービス（認知症ケアパス）を確立しながら、早期診断・早期対応など、本人・家族を支える基盤整備の取組及び市民の認知症に対する理解を深めていきます。

(6) 高齢者の虐待の防止など

養護者である家族の不安や悩みを聞き、助言などを行う相談機能の強化・支援体制の充実に努めます。

第3節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域は、高齢者が要支援状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、面積や人口だけでなく、行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など、それぞれの地域の特性を踏まえて設定しています。

第7期では、高齢者人口の増加や緊急的事案の迅速な対応、また地域住民との連携の強化を図るため、平成31年度に旧佐久エリアの3圏域を4圏域に見直し、全体として6圏域とします。

2 日常生活圏域の設定

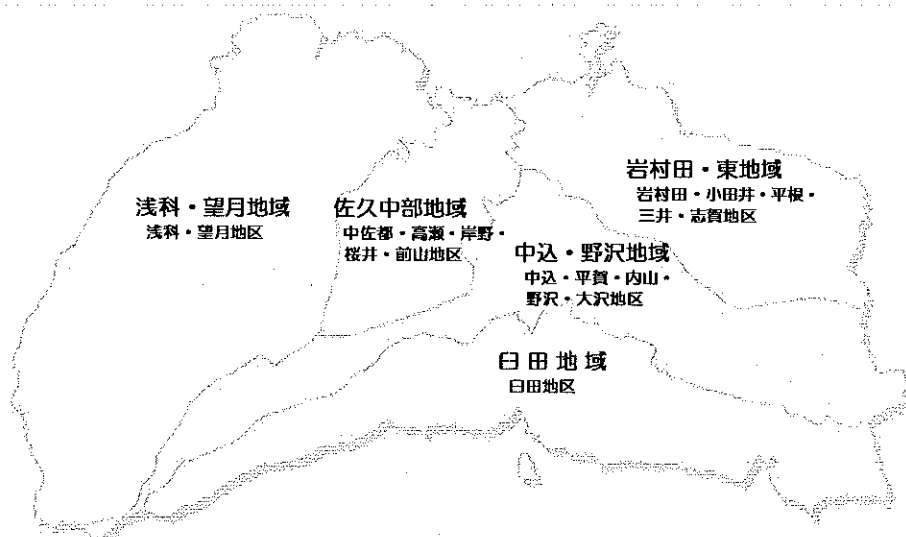
【現行】

平成29年10月1日現在(人)

日常生活圏域	地 区	圏域人口	高齢者人口
岩村田・東地域	岩村田・小田井・平根・三井・志賀	28,864	7,057
中込・野沢地域	中込・平賀・内山・野沢・大沢	26,268	7,678
佐久中部地域	中佐都・高瀬・岸野・桜井・前山	15,585	4,437
臼田地域	臼 田	13,529	4,720
浅科・望月地域	浅科・望月	15,166	5,389
計		99,412	29,281

出典：佐久市行政区別・年齢別・5歳階級別・男女別人口（住民基本台帳に外国人登録を加えた人口）

現行の日常生活圏域図



日常生活圏域ごとの事業所・施設の数

平成29年10月1日現在 (事業所数)

日常生活圏域		岩村田 ・東	中込・ 野沢	佐久 中部	臼田	浅科・ 望月	計
居宅サービス	訪問系事業所	20	12	8	13	7	60
	通所系事業所	11	6	7	5	5	34
	短期入所事業所	6	2	2	2	4	16
	居宅介護支援事業所	9	7	5	5	7	33
	小 計	46	27	22	25	23	143
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	1	0	1	2	1	5
	地域密着型通所介護	2	5	2	2	7	18
	認知症対応型共同生活介護	2 (24)	1 (18)	1 (9)	1 (18)	1 (18)	6 (87)
	小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1	5
	小 計	6 (24)	7 (18)	5 (9)	6 (18)	10 (18)	34 (87)
介護保険施設	介護老人福祉施設	2 (180)	1 (100)	1 (100)	2 (120)	2 (100)	8 (600)
	介護老人保健施設	2 (120)	1 (82)	1 (70)	1 (94)	0 (0)	5 (366)
	介護療養型医療施設	2 (52)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (20)	3 (72)
	小 計	6 (352)	2 (182)	2 (170)	3 (214)	3 (120)	16 (1,038)
合 計		58 (376)	36 (200)	29 (179)	34 (232)	36 (138)	193 (1,125)

・訪問系 : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション

・通所系 : 通所介護、通所リハビリテーション

・短期入所 : 短期入所生活介護、短期入所療養介護

※ () 内は定員数

(事業所数)

日常生活圏域		岩村田 ・東	中込・ 野沢	佐久 中部	臼田	浅科・ 望月	計
総合事業	訪問型サービスA	4	5	2	3	3	17
	通所型サービスA	2	3	4	3	2	14
	計	6	8	6	6	5	31

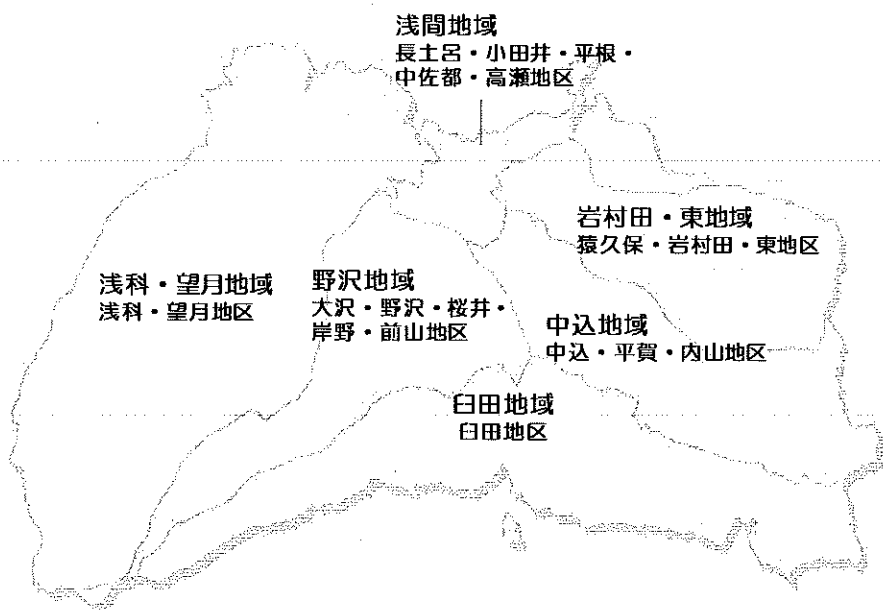
【見直し後】

平成29年10月1日現在 (人)

日常生活圏域	地 区	圏域人口	高齢者人口
浅間地域	長土呂・小田井・平根・中佐都・高瀬	17,644	4,164
岩村田・東地域	猿久保・岩村田・東	19,714	5,018
中込地域	中込・平賀・内山	15,416	4,590
野沢地域	大沢・野沢・桜井・岸野・前山	17,943	5,400
臼田地域	臼 田	13,529	4,720
浅科・望月地域	浅科・望月	15,166	5,389
計		99,412	29,281

出典：佐久市行政区別・年齢別・5歳階級別・男女別人口（住民基本台帳に外国人登録を加えた人口）

見直し後の日常生活圏域図



日常生活圏域ごとの事業所・施設の数

平成29年10月1日現在 (事業所数)

日常生活圏域		浅間	岩村田・東	中込	野沢	白田	浅科・望月	計
居宅サービス	訪問系事業所	10	12	10	8	13	7	60
	通所系事業所	8	6	5	5	5	5	34
	短期入所事業所	2	5	2	1	2	4	16
	居宅介護支援事業所	8	4	4	5	5	7	33
	小 計	28	27	21	19	25	23	143
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	0	1	0	1	2	1	5
	地域密着型通所介護	2	1	4	2	2	7	18
	認知症対応型共同生活介護	1 (9)	2 (24)	1 (18)	0 (0)	1 (18)	1 (18)	6 (87)
	小規模多機能型居宅介護	1	0	1	1	1	1	5
	小 計	4 (9)	4 (24)	6 (18)	4 (0)	6 (18)	10 (18)	34 (87)
介護保険施設	介護老人福祉施設	0 (0)	2 (180)	1 (100)	1 (100)	2 (120)	2 (100)	8 (600)
	介護老人保健施設	2 (140)	1 (50)	1 (82)	0 (0)	1 (94)	0 (0)	5 (366)
	介護療養型医療施設	0 (0)	2 (52)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (20)	3 (72)
	小 計	2 (140)	5 (282)	2 (182)	1 (100)	3 (214)	3 (120)	16 (1,038)
合 計		34 (149)	36 (306)	29 (200)	24 (100)	34 (232)	36 (138)	193 (1,125)

・訪問系 : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション

・通所系 : 通所介護、通所リハビリテーション

・短期入所 : 短期入所生活介護、短期入所療養介護

※ () 内は定員数

(事業所数)

日常生活圏域		浅間	岩村田・東	中込	野沢	白田	浅科・望月	計
総合事業	訪問型サービスA	5	0	2	4	3	3	17
	通所型サービスA	3	1	3	2	3	2	14
	計	8	1	5	6	6	5	31

第2章 介護保険

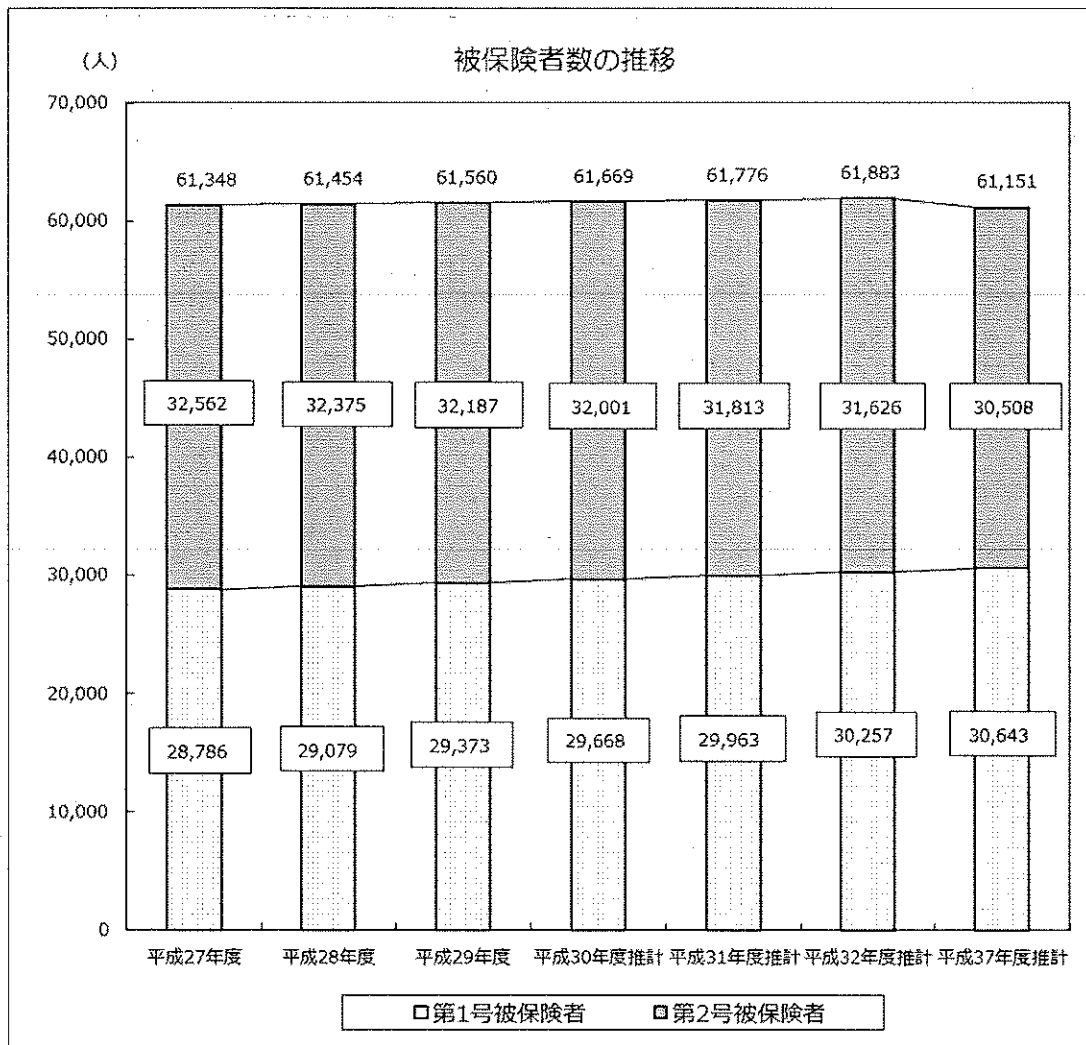
第1節 介護保険指標の見通し

1 被保険者の見通し

本市における被保険者数の見通しは、平成29年度61,560人、平成32年度61,883人で、平成29年度と平成32年度との比較で0.52%増加すると予測され、平成37年度では、61,151人とやや減少することが予測されます。

また、第1号被保険者（65歳以上）数においては、平成29年度29,373人、平成32年度30,257人で、平成29年度と平成32年度との比較で3.0%増加すると予測され、平成37年度は、30,643人と増加することが予測されます。

第2号被保険者（40歳～64歳）数は、平成29年度32,187人から減少していくことが予測されます。



出典：推計値は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25(2013)年3月推計）」

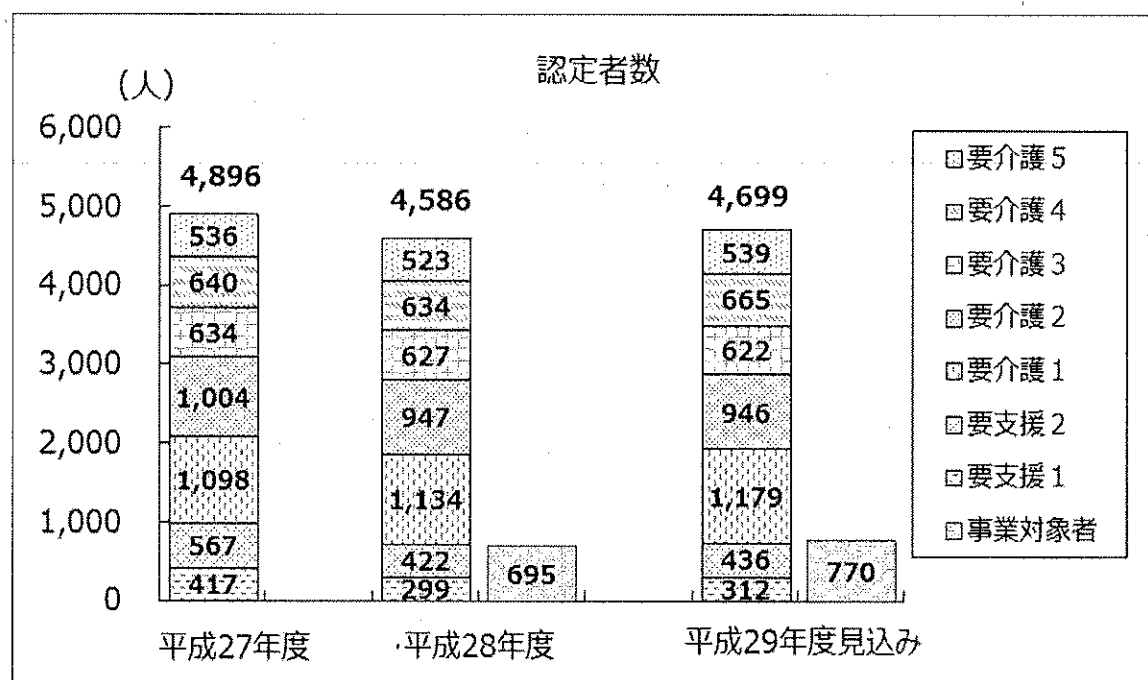
2 要介護・要支援認定者及び事業対象者の状況

第6期では、介護保険制度の適正な利用と介護予防事業の定着、また、平成28年度から開始した地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」により要支援認定者から移行する「事業対象者」が新たに創設されたことで、要支援認定者は平成28年度721人と26.7%減少しましたが、平成29年度は高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者及び事業対象者の増加を見込んでいます。

要介護度別認定者数（平成27・28年度実績）

（単位：人）

介護度	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
要支援	984	721	748
要支援1	417	299	312
要支援2	567	422	436
要介護	3,912	3,865	3,951
要介護1	1,098	1,134	1,179
要介護2	1,004	947	946
要介護3	634	627	622
要介護4	640	634	665
要介護5	536	523	539
合 計	4,896	4,586	4,699
事業対象者		695	770



3 要介護・要支援認定者及び事業対象者の見込み

第7期の要介護・要支援認定者の見込みについては、被保険者数の推計に、平成27年度及び平成28年度認定者数の実績から算出した認定率を用いることで要介護・要支援認定者数を介護度別に推計します。

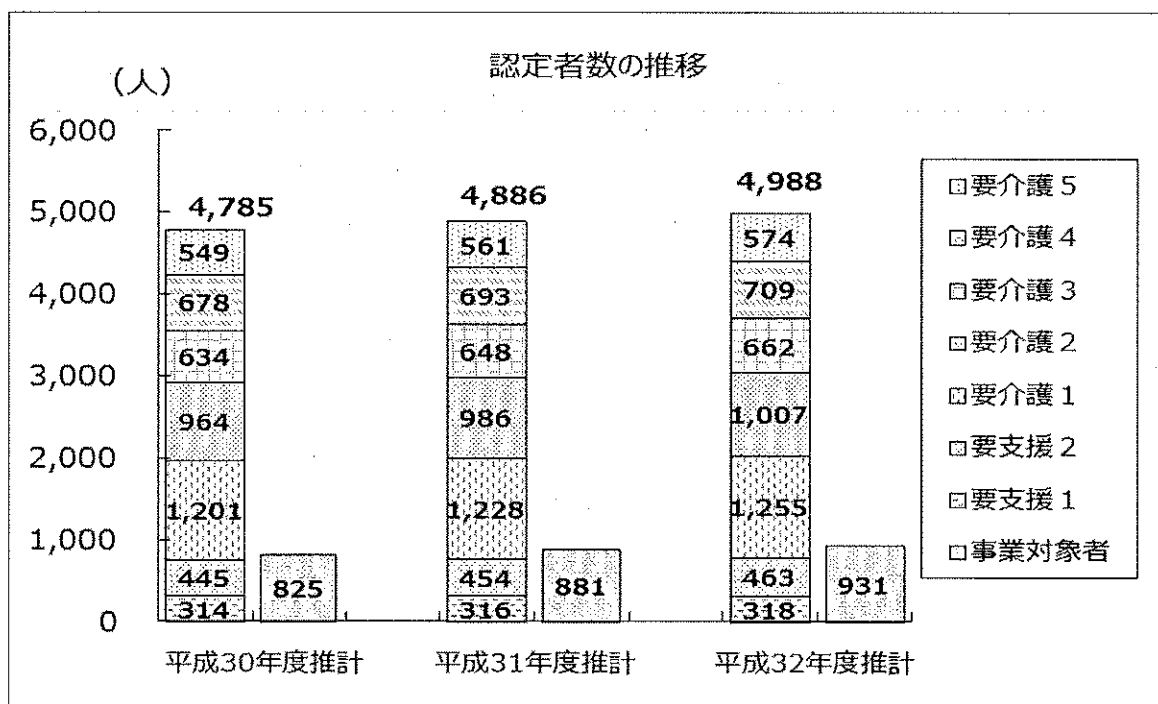
平成32年度推計は4,988人で、平成29年度と平成32年度との比較では後期高齢者の増加に伴い6.2%増加すると予測されます。

また、事業対象者は、介護予防及び生活支援の需要が高まることが推測され、年々増加すると推計しています。

要介護度別認定者数の見込み

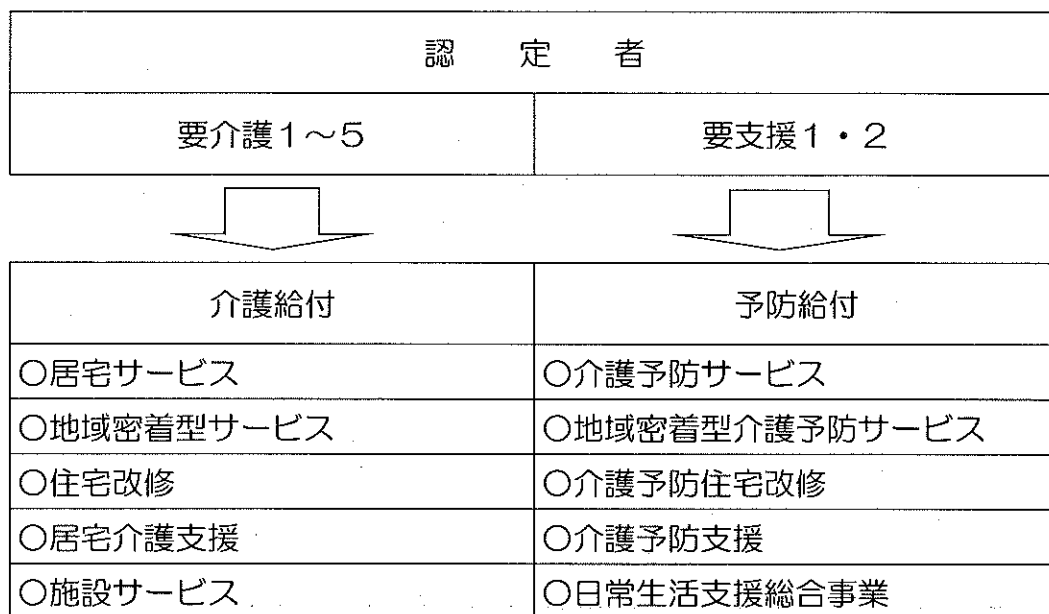
(単位：人)

介護度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要支援	759	770	781
要支援1	314	316	318
要支援2	445	454	463
要介護	4,026	4,116	4,207
要介護1	1,201	1,228	1,255
要介護2	964	986	1,007
要介護3	634	648	662
要介護4	678	693	709
要介護5	549	561	574
合 計	4,785	4,886	4,988
事 業 対 象 者	825	881	931



第2節 介護保険給付費の状況と見込み

1 介護保険サービス体系



2 居宅サービス（要介護1～5のサービス）

居宅サービスは、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の12種類のサービスがあります。

介護保険制度の定着や高齢者人口の増加とともに年々利用が増加していましたが、平成28年度は地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施したことにより、給付費の対前年度伸び率はマイナス0.7%となっています。しかしながら、給付費全体の約40%を占め、利用は依然高い傾向にあります。

（1）訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、要介護の方が安定した在宅生活ができるよう支援する在宅サービスの中心的なサービスであり、40事業所でサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ12,828人が205,040日利用しており、1人当たりの平均利用日数は、16.0日となっています。

独居及び日中独居の要介護者の利用が増加傾向にあります。

平成32年度の必要量は、年間延べ14,707人が245,238日利用し、1人当たり平均16.7日の利用を見込んでいます。

項 目	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度見込み
利用日数（日）	209,784	205,040	218,016
延べ利用人数（人）	12,858	12,828	13,213

項 目	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
利用日数（日）	226,737	235,806	245,238
延べ利用人数（人）	13,863	14,279	14,707

平成 30 年度から平成 32 年度は推計値

（２）訪問入浴介護

訪問入浴介護は、入浴が困難な寝たきりの要介護の方の居宅へ入浴車などで訪問し、浴槽を提供して入浴・洗髪などを行うサービスで、2事業所でサービスを提供しています。

平成 2 8 年度は、年間延べ 9 6 6 人が 3, 9 2 4 日利用しており、1 人当たりの平均利用回数は 4. 1 日となっています。

平成 3 2 年度の必要量は、年間延べ 1, 0 6 2 人が 4, 1 3 2 日利用し、1 人当たり平均 3. 9 日の利用を見込んでいます。

項 目	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度見込み
利用日数（日）	4,067	3,924	3,963
延べ利用人数（人）	982	966	976

項 目	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
利用日数（日）	4,003	4,067	4,132
延べ利用人数（人）	986	1,023	1,062

平成 30 年度から平成 32 年度は推計値

（３）訪問看護

訪問看護は、何らかの疾病のある要介護の方の居宅を看護師などが主治医の指示により訪問し、医療上の世話や診療の補助活動を行うサービスで、訪問看護ステーションと医療機関の 1 3 事業所でサービスを提供しています。

平成 2 8 年度は、年間延べ 8, 8 9 0 人が 3 4, 5 4 8 日利用しており、1 人当たりの平均利用日数は 3. 9 日となっています。

平成 3 2 年度の必要量は、年間延べ 9, 3 0 5 人が 3 6, 5 9 0 日利用し、1 人当たり平均 3. 9 日の利用を見込んでいます。

項 目	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度見込み
利用日数（日）	33,816	34,548	35,166
延べ利用人数（人）	8,815	8,890	8,978

項 目	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
利用日数（日）	35,869	36,228	36,590
延べ利用人数（人）	9,122	9,213	9,305

平成 30 年度から平成 32 年度は推計値

（４）訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士が主治医の指示に基づき要介護の方の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのサービスで、7事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ492人が2,541日利用しており、1人当たりの平均利用日数は5.2日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ539人が2,747日利用し、1人当たり平均5.1日の利用を見込んでいます。

項 目	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度見込み
利用日数（日）	1,881	2,541	2,589
延べ利用人数（人）	371	492	501

項 目	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
利用日数（日）	2,693	2,720	2,747
延べ利用人数（人）	518	528	539

平成 30 年度から平成 32 年度は推計値

（５）通所介護（デイサービス）

通所介護は、要介護の方の通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事・入浴などのサービスを提供し、生活の支援、心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスで、訪問介護とともに居宅サービスの中心をなすサービスです。

平成28年度から、定員18人以下の小規模な通所介護が地域密着型通所介護に移行したことにより27事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ15,483人が129,284日利用しており、

1人当たりの平均利用日数は8.4日となっています。

地域密着型通所介護を利用する要介護の方が徐々に増加していることから、平成32年度の必要量は、年間延べ14,926人が133,386日利用し、1人当たり平均8.9日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数(日)	164,986	129,284	129,462
延べ利用人数(人)	19,214	15,483	15,402

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数(日)	130,757	132,065	133,386
延べ利用人数(人)	14,632	14,778	14,926

平成30年度から平成32年度は推計値

(6) 通所リハビリテーション(デイケア)

通所リハビリテーションは、要介護の方が老人保健施設や医療施設への通所により、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための一定期間のサービスで、7事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ5,999人が41,939日利用しており、1人当たり平均利用日数は7.0日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ5,752人が43,074日利用し、1人当たり平均7.5日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数(日)	44,456	41,939	41,808
延べ利用人数(人)	6,419	5,999	5,772

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数(日)	42,226	42,648	43,074
延べ利用人数(人)	5,639	5,695	5,752

平成30年度から平成32年度は推計値

(7) 短期入所生活介護(ショートステイ)

短期入所生活介護は、要介護の方の介護者が病気や休養などにより一時的に介護ができない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所し、介護生活支援を受けるサービスで、8事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ3,482人が33,146日利用しており、1人当たり平均利用日数は9.5日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ4,693人が43,176日利用し、1人当たり平均9.2日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数(日)	28,647	33,146	34,803
延べ利用人数(人)	3,245	3,482	3,725

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数(日)	36,609	39,974	43,176
延べ利用人数(人)	4,023	4,345	4,693

平成30年度から平成32年度は推計値

(8) 短期入所療養介護(ショートステイ)

短期入所療養介護は、要介護の方が医学的な管理の下に短期間入所して、機能訓練や療養介護を受けるサービスで、8事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ2,000人が16,818日利用しており、1人当たり平均利用日数は8.4日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ2,056人が17,065日利用し、1人当たり平均8.3日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数(日)	17,210	16,818	16,404
延べ利用人数(人)	2,063	2,000	1,980

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数(日)	16,733	16,899	17,065
延べ利用人数(人)	2,016	2,036	2,056

平成30年度から平成32年度は推計値

(9) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師などが要介護の方の居宅を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成28年度は、年間延べ5,458人が8,508日利用しており、1人当たり平均利用日数は1.6日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ5,805人が10,135日利用し、1人当たり平均1.7日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数（日）	7,519	8,508	8,778
延べ利用人数（人）	4,928	5,458	5,512

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数（日）	9,480	9,802	10,135
延べ利用人数（人）	5,691	5,748	5,805

平成30年度から平成32年度は推計値

（10）特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設の指定を受けた有料老人ホームなどが、入居者である要介護の方に提供するサービスです。

平成28年度は、年間延べ504人が市外の特定施設を利用しています。

平成31年度から新たに60床の施設整備を予定し、平成32年度の必要量は、年間延べ1,259人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	434	504	497

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	522	1,187	1,259

平成30年度から平成32年度は推計値

（11）福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護の方にベッドや車椅子などを貸与することにより在宅での日常生活動作が容易になることで、自立度の向上や介護者の負担軽減を図るためのサービスで、6事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ20,928人が利用しています。

平成32年度の必要量は、年間延べ21,455人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	20,705	20,928	21,000

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	21,033	21,243	21,455

平成30年度から平成32年度は推計値

（12）特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護の方の日常生活の利便性向上を図るため、貸与に適さない排泄・入浴などに使用する福祉用具の購入費を年間10万円を上限に支給するサービスです（自己負担1割分又は2割分を含む。平成30年度から自己負担1割分または2割・3割分を含む。）。

平成28年度は、年間延べ312人が利用しています。

平成32年度の必要量は、年間延べ427人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	308	312	348

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	388	407	427

平成30年度から平成32年度は推計値

3 地域密着型サービス（要介護1～5のサービス）

地域密着型サービスは、中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるようにするため、原則として事業所所在市町村の住民が利用するサービスです。

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護のサービスがあります。本市では、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護と地域密着型通所介護が利用されています。

また、平成31年度からは定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護の整備を予定しています。

（1）認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者の通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護、生活相談・助言や健康状態の確認など日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスで、5事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ799人が、7,666日利用しており、1人当たり平均利用日数は9.6日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ831人が7,977日利用し、1人当たり平均9.6日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数（日）	8,598	7,666	7,743
延べ利用人数（人）	950	799	807

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数（日）	7,820	7,898	7,977
延べ利用人数（人）	815	823	831

平成30年度から平成32年度は推計値

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症の利用者に、共同住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事の介護など日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスで、5事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は年間延べ992人が利用しています。

平成32年度から新たに18床の施設整備を予定し、平成32年度の必要量は、年間延べ1,260人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	1,014	992	1,032

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	1,052	1,057	1,260

平成30年度から平成32年度は推計値

(3) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、居宅又はサービスの拠点への通所や短期間の宿泊により、入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活相談・助言や健康状態の確認など日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。

登録された利用者（定員29人以下）を対象に、通いを中心として利用者の状態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するサービスで、5事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は年間延べ1,046人が利用しています。

平成31年度から新たに29床の施設整備を予定し、平成32年度の必要量は、年間延べ1,644人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	938	1,046	1,151

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	1,266	1,598	1,644

平成30年度から平成32年度は推計値

(4) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、平成28年度から実施され定員が18人以下の小規模な通所介護施設です。日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスで、18事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は年間延べ4,178人が39,476日利用しており、1人当たり平均利用日数は9.4日となっています。少人数対応であることから利用者は増加傾向にあります。

平成32年度の必要量は、年間延べ4,699人が41,079日利用し、1人当たり平均8.7日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数(日)		39,476	39,871
延べ利用人数(人)		4,178	4,387

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数(日)	40,269	40,672	41,079
延べ利用人数(人)	4,606	4,652	4,699

平成30年度から平成32年度は推計値

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームなどで、入居者が要介護の方と配偶者などに限られる介護専用型特定施設のうち入居定員が29人以下のものです。要介護の方である入居者に入浴・排泄・食事などの介護、洗濯・掃除などの家事、生活相談・助言など日常生活上の世話や機能訓練と療養上の世話を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

平成31年度から新たに29床の施設整備を予定し、平成32年度の必要量は、年間延べ351人の利用を見込んでいます。

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数(人)		319	351

平成31年度・平成32年度は推計値

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて定期巡回と随時の対応による訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、「定期巡回型訪問」と「随

時の対応」を行い、重度者を始めとした要介護の方の在宅生活を支えるサービスです。

平成31年度から新たに20人を定員としたサービス実施を予定し、平成32年度の必要量は、年間延べ240人の利用を見込んでいます。

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）		220	240

平成31年度・平成32年度は推計値

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の特別養護老人ホームです。居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事などの介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行うサービスです。

現在、本市に地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護サービスの提供事業者はありません。

4 住宅改修

住宅改修は、住み慣れた住宅で在宅生活を続けるため、ケアプランに基づく住宅の手すりの取付けや段差の解消など小規模な改修に対し、20万円を上限に費用を支給するサービスです（自己負担1割分又は2割分を含む。平成30年度から自己負担1割分または2割・3割分を含む。）。

平成28年度は、年間延べ102人が利用しています。

平成32年度の必要量は、年間延べ135人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	136	102	96

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	133	134	135

平成30年度から平成32年度は推計値

5 居宅介護支援

居宅介護支援は、ケアプランの作成など要介護の方のケアマネジメントを実施す

るサービスで、38事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ31,707人が利用しています。

平成32年度の必要量は、年間延べ32,121人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数(人)	31,903	31,707	31,176

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数(人)	31,488	31,803	32,121

平成30年度から平成32年度は推計値

6 施設サービス（要介護1～5のサービス）

施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種の施設で、身体上・精神上著しい障害があるため、常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護認定者に、サービス計画の作成から一体的に提供されるサービスです。

（1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、常時介護が必要な要介護3以上の方が入所する施設で、市内では8施設（合計定員600人）がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ利用人員7,214人で月平均601人が利用しており、高齢化や独居高齢者の増加により入所希望者は増加しています。

なお、この施設は市外の入所者もいるため利用人員は市内の方のみの数値です。また、市内の方で市外の施設を利用している方を含みます。

平成30年度中に、広域型介護老人福祉施設30床の整備を予定しています。

平成32年度の必要量は、年間延べ8,631人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数(人)	7,218	7,214	7,575

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数(人)	8,296	8,462	8,631

平成30年度から平成32年度は推計値

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、心身の状態は安定しており、医学的管理下において看護・介護サービスや日常生活訓練などリハビリを必要とする要介護の方を対象とするサービスで、市内には5施設（合計定員366人）がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ利用人員3,880人で月平均323人が利用しています。

なお、この施設は市外の入所者もいるため利用人員は市内の方のみの数値です。
また、市内の方で市外の施設を利用している方を含みます。

平成30年度中に、介護老人保健施設13床の整備を予定しています。この13床のうち8床は、平成29年度中に前倒しにより整備を行います。

平成32年度の必要量は、年間延べ4,313人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	3,856	3,880	3,850

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	4,186	4,270	4,313

平成30年度から平成32年度は推計値

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、急性期の治療が終了し、長期の療養を必要とする要介護の方のための医療機関の病床で、医療、看護、介護のサービスを提供するものです。市内には3施設（合計定員69人）がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ利用人員885人で、月平均74人が利用しています。

平成29年度は、一部施設の廃止などにより利用者が減少しました。

なお、このサービスは市外の入所者もいるため利用人員は市内の方のみの数値です。

また、市内の方で市外の施設を利用している方を含みます。

平成32年度の必要量は、年間延べ681人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	924	885	659

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	666	674	681

平成30年度から平成32年度は推計値

7 介護予防サービス（要支援1・2のサービス）

介護予防サービスは、要支援1・2の認定者に提供するサービスで、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防住宅改修、介護予防支援があり、予防重視の目標指向型サービスとなっています。

介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、平成28年度より実施した地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行となりました。

（1）介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護は、要支援の方で入浴が困難な方の居宅を訪問し、入浴車により入浴・洗髪などを行うサービスで、2事業所でサービスを提供しています。

介護予防における入浴サービスは、通所介護での入浴利用などにより、本サービスの利用者は少ない状況です。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数（日）	6	0	6
延べ利用人数（人）	2	0	2

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数（日）	6	6	6
延べ利用人数（人）	2	2	2

平成30年度から平成32年度は推計値

（2）介護予防訪問看護

介護予防訪問看護は、何らかの疾病のある要支援の方の居宅を看護師などが主治医の指示により訪問し、医療上の世話や診療の補助活動を行うサービスで、訪

問看護ステーションと医療機関の13事業所でサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ956人が3,052日利用しており、1人当たり平均利用日数は3.2日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ1,304人が7,847日利用し、1人当たり平均6.0日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数(日)	2,368	3,052	3,934
延べ利用人数(人)	800	956	966

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数(日)	5,071	6,308	7,847
延べ利用人数(人)	976	1,128	1,304

平成30年度から平成32年度は推計値

(3) 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援の方の居宅を理学療法士、作業療法士が主治医の指示に基づき訪問し、心身の機能の維持回復を図るサービスで、8事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ78人が403日利用しており、1人当たり平均利用日数は5.2日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ153人が611日利用し、1人当たり平均4.0日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数(日)	387	403	420
延べ利用人数(人)	74	78	79

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数(日)	424	509	611
延べ利用人数(人)	87	115	153

平成30年度から平成32年度は推計値

(4) 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護予防通所リハビリテーションは、要支援の方が老人保健施設や医療施設へ通い、心身の機能の維持回復を図るサービスで、7事業所がサービスを提供して

います。

平成28年度は、年間延べ1,965人が11,320日利用しており、1人当たり平均利用日数は5.8日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ1,964人が11,558日利用し、1人当たり平均5.9日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数(日)	10,593	11,320	10,980
延べ利用人数(人)	1,723	1,965	1,906

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数(日)	11,331	11,444	11,558
延べ利用人数(人)	1,925	1,944	1,964

平成30年度から平成32年度は推計値

(5) 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護予防短期入所生活介護は、要支援の方の介護者が病気や休養などにより一時的に介護ができない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所し介護生活支援を受けるサービスで、8事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ62人が401日利用しており、1人当たり平均利用日数は6.5日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ68人が635日利用し、1人当たり平均9.3日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数(日)	341	401	472
延べ利用人数(人)	49	62	63

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数(日)	519	574	635
延べ利用人数(人)	66	67	68

平成30年度から平成32年度は推計値

(6) 介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護予防短期入所療養介護は、要支援の方が医学的な管理の下に短期間入所して、機能訓練や療養介護を受けるサービスで、8事業所がサービスを提供してい

ます。

平成28年度は、年間延べ15人が65日利用しており、1人当たり平均利用日数は4.3日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ23人が84日利用し、1人当たり平均3.7日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数（日）	66	65	78
延べ利用人数（人）	16	15	18

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数（日）	82	83	84
延べ利用人数（人）	19	21	23

平成30年度から平成32年度は推計値

（7）介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導は、要支援の方の居宅を医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成28年度は、年間延べ181人が262日利用しており、1人当たり平均利用日数は1.4日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ329人が546日利用し、1人当たり平均1.7日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数（日）	237	262	290
延べ利用人数（人）	169	181	199

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数（日）	293	400	546
延べ利用人数（人）	201	257	329

平成30年度から平成32年度は推計値

（8）介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護は、特定施設の指定を受けた有料老人ホームなどが入居者である要支援の方に提供するサービスです。

平成28年度は、年間延べ41人が市外の特定施設を利用しています。

平成32年度の必要量は、年間延べ48人の利用を見込んでいます。

項 目	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度見込み
延べ利用人数（人）	24	41	36

項 目	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
延べ利用人数（人）	40	44	48

平成 30 年度から平成 32 年度は推計値

（９）介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与は、要支援の方の在宅での日常生活動作が容易になることで、自立度の向上や介護者の負担軽減を図るため、歩行補助杖と歩行器などを貸与するサービスで、6事業所がサービスを提供しています。

平成 2 8 年度は、年間延べ 3, 7 2 1 人が利用しています。

平成 3 2 年度の必要量は、年間延べ 4, 7 5 2 人の利用を見込んでいます。

項 目	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度見込み
延べ利用人数（人）	3,302	3,721	3,888

項 目	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
延べ利用人数（人）	4,082	4,404	4,752

平成 30 年度から平成 32 年度は推計値

（10）特定介護予防福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売は、要支援の方の日常生活の利便性向上を図るため貸与に適さない排泄・入浴などに使用する福祉用具の購入費を、年間 1 0 万円を上限に支給するサービスです（自己負担 1 割分又は 2 割分を含む。平成 3 0 年度から自己負担 1 割分または 2 割・3 割分を含む。）。

平成 2 8 年度は、年間延べ 7 2 人が利用しています。

平成 3 2 年度の必要量は、年間延べ 1 0 1 人の利用を見込んでいます。

項 目	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度見込み
延べ利用人数（人）	76	72	72

項 目	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
延べ利用人数（人）	99	100	101

平成 30 年度から平成 32 年度は推計値

(11) 介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

介護予防認知症対応型通所介護は、要支援の認知症の方が通所施設で入浴・排泄・食事などの介護、生活相談・助言や健康状態の確認など日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスで、5事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ12人が44日利用しており、1人当たり平均利用日数は3.7日となっています。

平成32年度の必要量は、年間延べ44人が195日利用し、1人当たり平均4.4日の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
利用日数（日）	63	44	72
延べ利用人数（人）	15	12	18

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数（日）	73	119	195
延べ利用人数（人）	19	29	44

平成30年度から平成32年度は推計値

(12) 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援の方が居宅またはサービスの拠点への通所や短期間の宿泊により、入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活相談・助言や健康状態の確認など日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするサービスで、5事業所がサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ206人が利用しています。

平成32年度の必要量は、年間延べ238人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	202	206	221

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	228	233	238

平成30年度から平成32年度は推計値

(13) 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援の認知症の方が、共同住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事の介護など日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。

平成27、28、29年度の利用者はありません。

平成30年度から平成32年度の利用については、これまでの実績と他のサービス利用での対応を見込み、本サービスの利用は見込んでいません。

(14) 介護予防住宅改修

介護予防住宅改修は、要支援の方が住み慣れた住宅で在宅生活を続けるため、ケアプランに基づく住宅内の手すりの取付けや段差の解消など小規模な改修に対し、20万円を上限に費用を支給するサービスです（自己負担1割分又は2割分を含む。平成30年度から自己負担1割分または2割・3割分を含む。）。

平成28年度は、年間延べ37人が利用しています。

平成32年度の必要量は、年間延べ60人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	56	37	48

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	54	57	60

平成30年度から平成32年度は推計値

(15) 介護予防支援

介護予防支援は、ケアプランの作成など要支援の方のケアマネジメントを実施するサービスで、市内5箇所の地域包括支援センターでサービスを提供しています。

平成28年度は、年間延べ8,042人が利用しています。

平成32年度の必要量は、年間延べ5,934人の利用を見込んでいます。

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
延べ利用人数（人）	9,371	8,042	5,760

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数（人）	5,817	5,875	5,934

平成30年度から平成32年度は推計値

(16) 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護予防訪問介護は、要支援の方にヘルパーによる在宅生活を支援するサービスで、平成28年度から地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しました。

項 目	平成27年度	平成28年度
延べ利用人数（人）	2,282	1,273

(17) 介護予防通所介護（デイサービス）

介護予防通所介護は、要支援の方の通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事・入浴などのサービスを提供し、生活の支援や心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、平成28年度から地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しました。

項 目	平成27年度	平成28年度
延べ利用人数（人）	4,508	2,862

8 療養病床の転換

介護療養病床の設置期限が平成29年度末まで延期されていましたが、高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、新たに介護保険施設として「介護医療院」が創設されます。

現行の介護療養病床の経過措置期間については、平成35年度まで延長されます。

9 介護保険給付費

介護保険給付費は、平成27年度が8,391,460千円、平成28年度が8,326,494千円となっており、前年度比0.8%の減少となっています。

これは主に、介護予防サービスの訪問介護及び通所介護が地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことによるものです。

平成29年度は、8,395,678千円を見込んでいます。

平成32年度は、平成30年度31年度からの施設整備による増加を見込み、9,485,989千円を見込んでいます。

給付費の状況

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
居宅サービス費	3,622,073	3,337,721	3,379,813
地域密着型サービス費	482,121	778,675	839,533
住宅改修費	7,449	5,327	6,589
居宅介護支援費	457,490	457,417	449,994
施設サービス費	2,979,035	2,963,476	2,999,509
介護予防サービス費	314,817	255,635	154,400
介護保険負担軽減サービス費	528,475	528,243	565,840
計	8,391,460	8,326,494	8,395,678

※介護保険負担軽減サービス費には高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが含まれています。

給付費の見込み

(単位：千円)

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス費	3,381,007	3,637,627	3,763,379
地域密着型サービス費	880,787	1,031,486	1,101,557
住宅改修費	9,128	9,197	9,266
居宅介護支援費	454,494	459,045	463,633
施設サービス費	3,259,720	3,308,668	3,362,154
介護予防サービス費	158,369	166,328	175,414
介護保険負担軽減サービス費	584,183	597,011	610,586
計	8,727,688	9,209,362	9,485,989

※介護保険負担軽減サービス費には高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが含まれています。

第3節 その他の介護保険事業

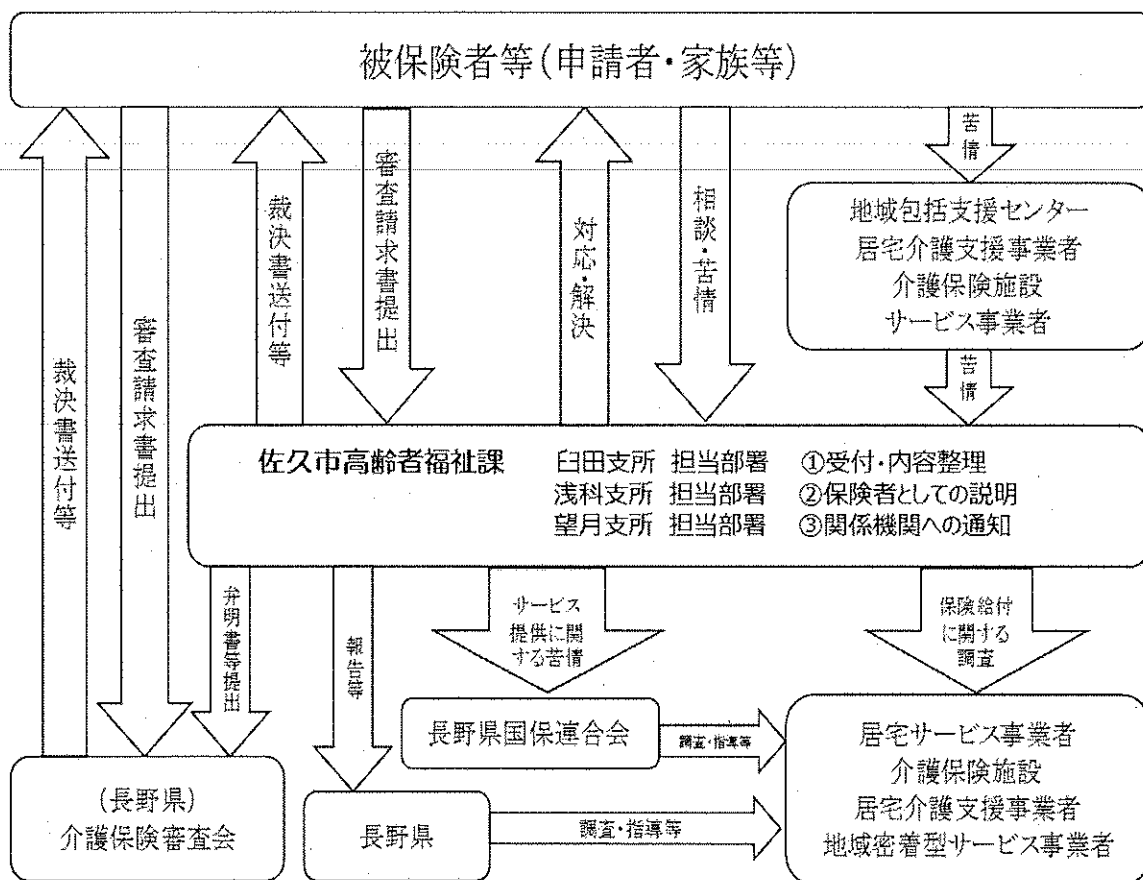
1 相談・苦情対応

介護保険制度の定着とともに利用者も増加し、介護保険サービスに関する相談、保険料や自己負担額に関する苦情などに対応する、相談業務の重要性が高まっています。

相談内容は、多様かつ複雑であり、予防から給付まで関連する場合が多いため、保健・医療・福祉・介護保険が一体的に相談できる体制を整備し、相談業務の充実を図ります。

介護保険に関する苦情については、相談業務と同様の窓口で受け付け、その内容に応じて長野県や長野県国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、速やかに対応しています。

<処理手順>



2 経済的負担の軽減

介護保険サービスを利用する場合に経済的な負担により利用ができなくなることとをなくすため、各種の負担軽減制度が設けられています。

(1) 高額介護サービス費

1か月に支払った介護（介護予防）サービス費用の利用者負担の合計が、所得段階に応じた一定の上限額を超えた場合、超過分の負担額を申請により払い戻す制度です。対象となる利用者負担は、介護（介護予防）サービス費用の1割負担（一定以上所得者の場合、2割負担（平成27年8月施行）又は3割負担（平成30年8月施行））に限られます。一度申請をすればそれ以後自動的に払い戻され、利用者の申請手続の負担軽減も図られています。

(2) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となった場合、高額医療合算介護（介護予防）サービス費・高額介護合算療養費が支給される制度です。1年間の介護保険と医療保険のなお残る負担額を、7月末日時点での医療保険世帯で合算し、所得区分に応じて限度額を超えた分が払い戻されます。

(3) 補足給付（特定入所者介護サービス費）

平成17年10月より施設での食費及び居住費が利用者負担となりましたが、本制度が創設され、所得段階に応じた利用者負担限度額が設けられています。

負担限度額を超えた費用を介護保険で給付する制度で、施設利用者への低所得者対策の根幹となっています。

(4) 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減事業

都道府県に軽減を申し出た社会福祉法人等が運営主体となっている訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護の各サービスについて利用者負担が軽減されるもので、市が低所得であると認定した方及び生活保護受給者が対象となります。

生活保護の被保護者については、短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設の個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ、全額軽減の対象となります。

(5) 佐久市介護保険利用者負担援護事業（市単独事業）

市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、生活保護法に規定する要保護と同等の生活水準である利用者に、利用者負担額の3割を援護金として支給するもので、低所得者の負担軽減制度の一翼を担っています。

3 地域密着型サービス事業者等の指定及び更新

市内には、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）が5事業所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が6事業所、小規模多機能型居宅介護が5事業所、地域密着型通所介護（小規模デイサービス）が18事業所あります。

また、平成30年度より、保険者機能の強化という観点から、介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村へ移譲されます。市内の居宅介護支援事業所は33事業所あります。

(1) 指定

地域密着型サービス事業者等の指定については、需要と供給のバランスに注視し、介護人材確保の状況を勘案しながら、整備計画に基づいて適正な指定を行います。

(2) 更新

事業所の指定更新（6年ごと）については、サービスの質の確保・向上を図る観点からの中間実地指導（原則3年に1回）を実施し、適正に行います。

なお、不正などが疑われる事案を把握した場合は、県とも連携をしながら監査を実施し、不正が確認された場合には、指定取消しなどの厳正な対応を行います。

第3章 地 域 支 援

第1節 地域支援事業

1 地域支援事業の概要

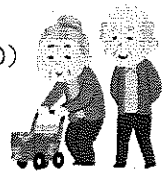
超高齢社会の進展に伴い、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に受けられる（地域包括ケアシステム）体制の構築を目指し、「地域包括支援センターの運営」「地域包括ケア協議会」「認知症総合支援事業」「在宅医療と介護の連携推進事業」「介護予防事業」「生活支援事業」を柱に事業を推進してきました。

また、平成28年度からは「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し心身の機能改善や維持・向上を目指し取り組んでいます。

第7期計画においても、この取組をさらに推進し、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」を実施します。

介護保険制度の全体像

総合事業とは…	65歳以上の方を対象とした、市町村が行う 介護予防事業です。 介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスをスムーズに利用することができるもの。
介護給付(要介護1～要介護5)	
介護予防給付(要支援1～要支援2)	
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の者） ○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス（現行相当訪問型サービス、訪問型サービスA、訪問型サービスB・C・D） ・通所型サービス（現行相当通所型サービス、通所型サービスA、通所型サービスB・C） ・生活支援サービス ・介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○一般介護予防事業 ・75・80歳おたっしや訪問 ・フレイル予防等訪問指導事業、生活習慣病重症化予防事業 ・お達者応援団育成塾 ・転倒骨折予防事業 ・はつらつ音楽サロン事業 ・はつらつ水中ウォーク事業 など
	包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営（第7期介護保険計画 H31.4～ 1 包括増設） ・介護予防マネジメント、総合相談支援、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実 など ○在宅医療・介護連携の推進 ・医療介護連携推進協議会、老い支度講座 など ○認知症施策の推進 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 など ○生活支援体制整備 ・コーディネーターの配置、協議体の設置 など
	任意事業
	○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業



2 地域支援事業の状況及び見込み

地域支援事業費は、平成27年度 197,637 千円、平成28年度 289,250 千円となっており、前年度比 46.4%の増加となっています。

これは、従来、介護保険給付の介護予防サービスとして給付していた「訪問介護」及び「通所介護」が、平成28年4月開始の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことによるものです。

平成32年度は、平成31年度の生活圏域の見直しに伴う地域包括支援センターの増設及び高齢者人口の増加を見込み、466,093千円を見込んでいます。

○地域支援事業費 第6期（実績）

（単位：千円）

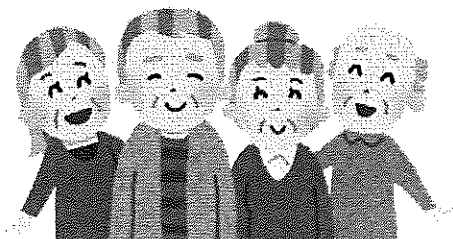
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
地域支援事業の（実績）	197,637	289,250	418,631
介護予防事業（総合事業）	71,901	141,578	266,382
包括的支援事業	93,732	126,090	134,934
任意事業	32,004	21,582	17,315

※平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業開始

第7期（見込み）

（単位：千円）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域支援事業の（見込）	447,994	456,954	466,093
介護予防事業（総合事業）	276,170	281,693	287,327
包括的支援事業	150,579	153,591	156,663
任意事業	21,245	21,670	22,103



3 介護予防・日常生活支援総合事業

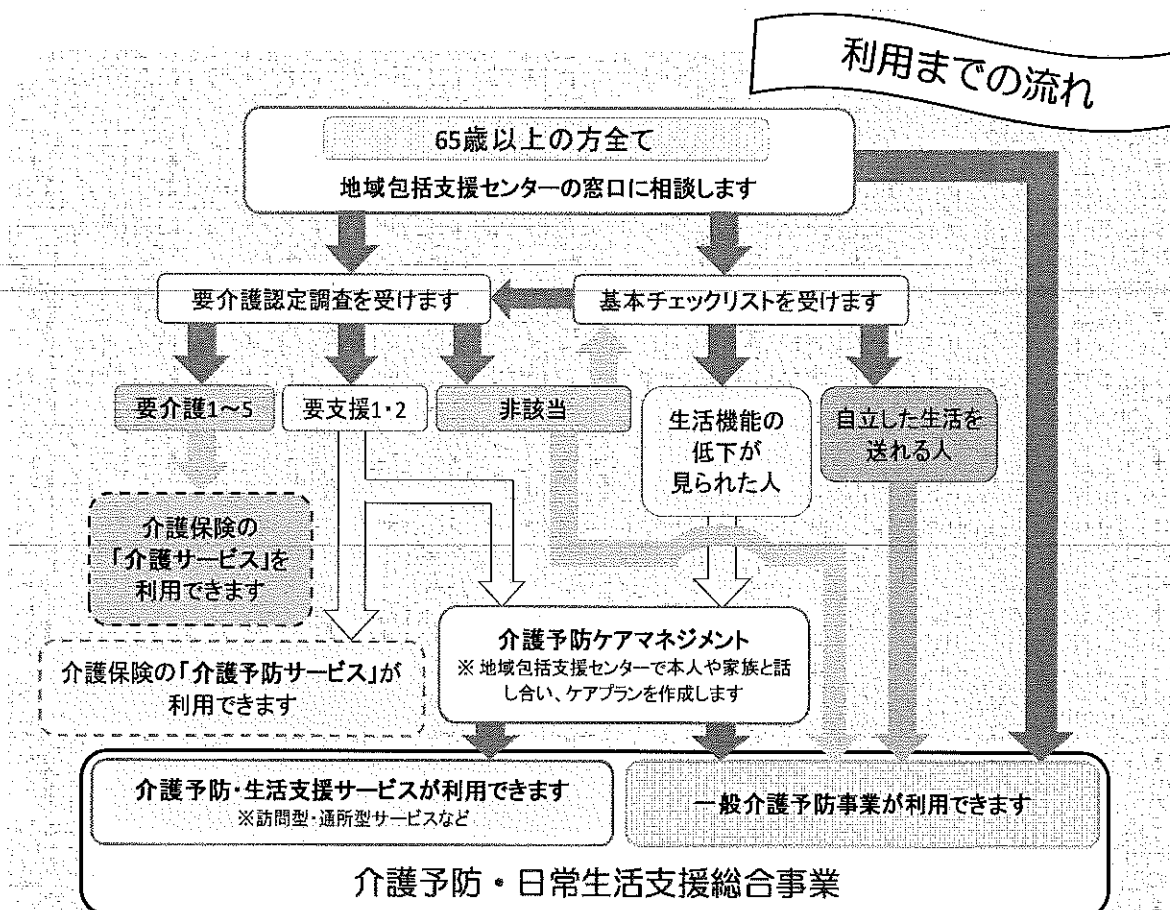
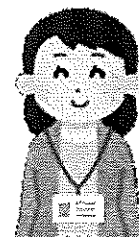
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の目的

心身機能の改善や維持・向上を通して、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で生きがいを持って、活動できるよう支援する事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業の内容

「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、65歳以上の全ての方を対象とした介護予防事業です。

介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせてサービスを利用することができます。



※ 事業対象者になった後や、サービスを利用した後でも、要介護認定を申請することができます

※事業対象者・・・基本チェックリストに該当した第1号被保険者

以下のサービスを提供しています。

区分	事業名	事業内容
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス事業	○現行相当訪問型サービス ○訪問型サービス A ○訪問型サービス B ○訪問型サービス C ○訪問型サービス D
	通所型サービス事業	○現行相当通所型サービス ○通所型サービス A ○通所型サービス B
一般介護予防事業	介護予防把握事業	○75 歳・80 歳おたっしゅ訪問事業 ○脳の健康度測定事業 ○フレイル予防等訪問事業 ○生活習慣病重症化予防事業
	介護予防普及啓発事業	○65 歳への介護予防啓発 ○はつらつ音楽サロン事業 ○転倒骨折予防事業 ○はつらつ水中ウォーク事業 ○脳いきいき健康教室事業 ○栄養改善教室事業
		○地域サロンでの血圧測定・健康講話 ○健康長寿体操推進事業 ○認知症予防相談・啓発事業
	地域介護予防活動支援事業	○介護予防指導者養成事業 （お達者応援団育成塾） ○お達者応援団修了者会
	地域リハビリテーション事業	○お出かけリハビリテーション事業 ○専門職派遣事業



(2) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス事業

要支援認定者と事業対象者に対し、訪問により在宅で自立した生活が送れるためのサービスです。

基準	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービスの提供の方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	 ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	旧予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

現状と課題

- 現行相当訪問型サービスは、身体介助が必要な方が利用し、訪問型サービスA事業は、生活援助が必要な方が利用するサービスです。
- 現行相当訪問型サービスと訪問型サービスAでは、ゴミ捨てや電球の交換などの短時間のサービスのみの利用ができない状況です。
- 訪問型サービスC事業は、栄養状態の改善や口腔機能向上を目指し、歯科衛生士や栄養士などが訪問し、指導を行います。また、訪問型サービスCにおいて専門職による支援後の追跡の必要があります。
- 家族の支援が受けられず、公共交通機関の利用ができない方への移動手段の確保が課題です。
- 訪問型サービス提供者の人材不足が懸念されています。

実績及び見込み		6期			7期(見込み)		
		H27	H28	H29 (見込)	H30	H31	H32
現行相当 訪問型サービス	指定事業所数		36	36	36	36	36
	給付額(千円)		10,668	24,412	24,660	24,900	25,150
	利用者数(人)		631	1306	1,320	1,330	1,350
訪問型サービスA	指定事業所数		17	18	18	18	18
	給付額(千円)		4,669	12,802	12,930	13,059	13,189
	利用者数(人)		521	1330	1,343	1,356	1,370
訪問型サービスC	栄養改善指導	7(29)	5(21)	10(30)	10(30)	10(30)	10(30)
	口腔機能向上	17(64)	27(147)	30(90)	30(90)	30(90)	30(90)

() 延訪問指導数

今後の取組

- サービスの利用が必要な方に対し、自立支援に基づいた適切なサービス提供が行えるようケアマネジメントを強化します。
- 訪問型サービスCにおいて、一定期間後の対象者の状態確認をするよう検討します。また、基本チェックリストにおいて、閉じこもり・うつ該当者への支援を強化します。
- 短時間のサービスなどの提供のため、訪問型サービスBの実施を検討します。
- 家族の支援を受けられず、公共交通機関なども利用できない方への支援を訪問型サービスD（移動支援）として検討します。

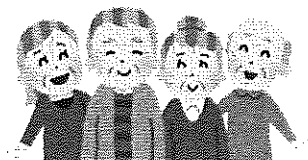
イ 通所型サービス事業

要支援認定者と事業対象者に対し、通所により在宅で自立した生活が送れるためのサービスです。

基準	従前の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	旧予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

現状と課題

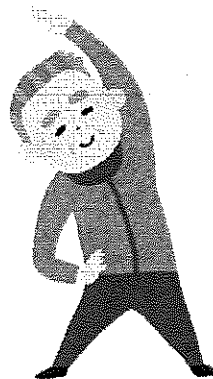
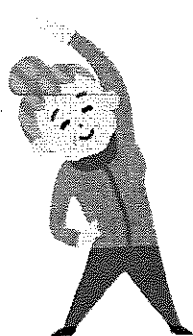
- 現行相当通所型サービスは、身体介助が必要な方が利用し、通所型サービスA事業は、運動の習慣化や閉じこもり予防に必要な方が利用します。
- 通いの場が身近にないため、専門職の支援を必要としない方も通所型サービスAに参加している状況です。
- 通所型サービスA・Bにおいてボランティアの育成・支援等を通じて、地域における互助の関係を促進する仕組みづくりが必要です。



実績及び見込み		6期			7期（見込み）		
		H27	H28	H29 （見込）	H30	H31	H32
現行相当 通所型サービス	指定事業所数		27	27	27	27	27
	給付額（千円）		60,404	143,900	145,339	146,792	148,260
	利用者数（人）		2,571	6,096	6,156	6,218	6,280
通所型サービスA	指定事業所数		14	14	14	14	14
	給付額（千円）		10,742	17,022	17,192	17,364	17,537
	利用者数（人）		2,180	3,272	3,304	3,337	3,371

今後の取組

- 事業対象者の枠組みにとらわれず、住民主体の介護予防活動の中での支援を促進します。
- 通所型サービスA事業に対し、定期的に介護予防評価（運動・口腔機能評価、栄養評価など）を実施するとともに、専門職による運動機能、口腔機能、低栄養、認知症のリスクに対して生活機能を重要視しながら総合的にアプローチする派遣型介護予防講座を開催します。
- 通所型サービスB事業として、住民が主体となり、継続した外出机会の確保や他者との交流、お互いに助け合う関係づくりを通し、閉じこもり予防、生活機能の向上を目的に設置、推進します。
- 住民主体の介護予防評価の拠点として通所型サービスCの検討を行います。



(3) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

現状と課題

●介護予防把握事業は、閉じこもりや身体機能の低下などで、何らかの支援を要する方を早期に把握し、住民主体の介護予防活動やサービス事業へ繋げることを目的として実施しています。

●地域包括支援センターや民生児童委員と連携を図り、虚弱高齢者、認知症高齢者などの早期把握に努め、介護予防の助言を行っていきます。

●75歳・80歳おたっしや訪問事業は、高齢者が元気に生き生きと暮らし続け、要介護状態に至る前に、介護予防に取り組めるよう、75・80歳の介護保険サービスを利用していない方に対し、自宅を訪問し、健康状態の確認や各種サービスの情報提供を行っています。

●脳の健康度測定事業は、認知機能の水準や認知機能の変化を測定し、認知症予防への取組を自ら生活に取り入れることを目的に実施しています。

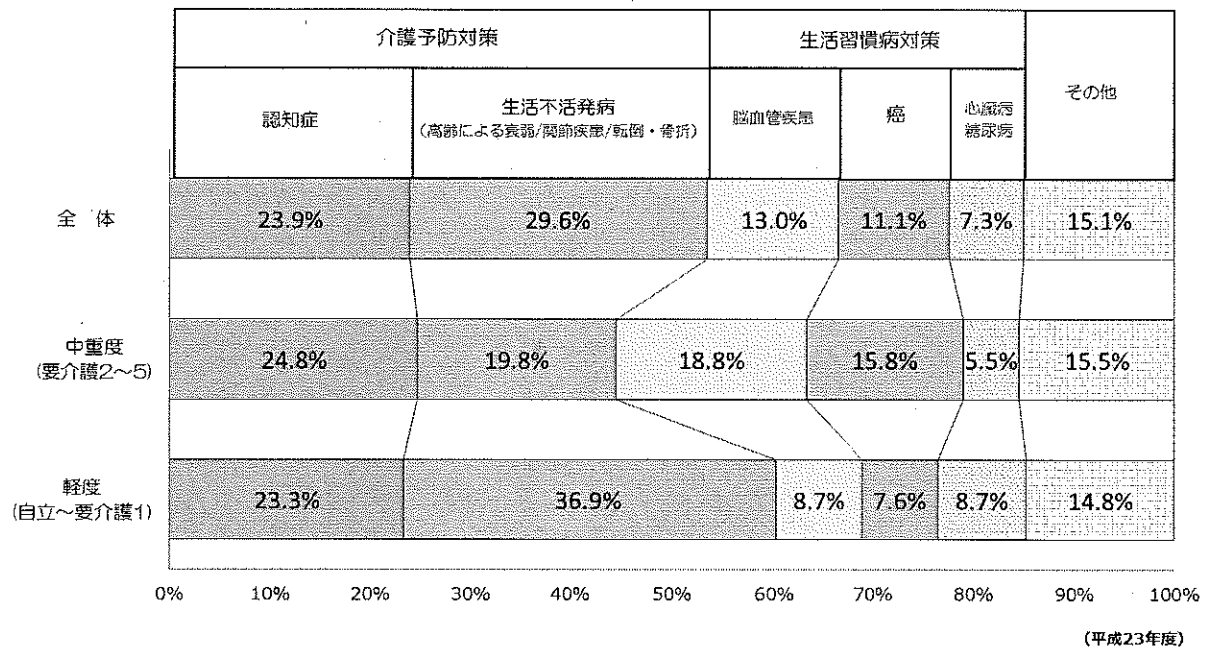
●フレイル（虚弱）予防等訪問指導事業・高齢者生活習慣病重症化予防は、医師会、歯科医師会との連携について強化が必要となります。

●フレイルについての啓発活動が不十分であるため、フレイルを我が事と考えていただくための取組が必要となります。

●佐久市介護保険新規申請要因調査（平成23年度）から、運動器障害（生活不活発病）に関する要因が29.6%でした。

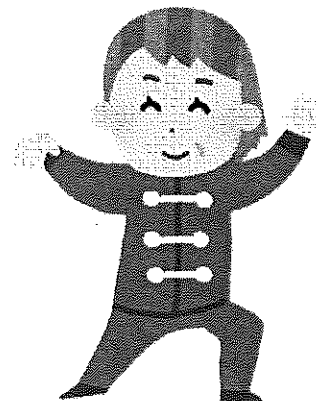
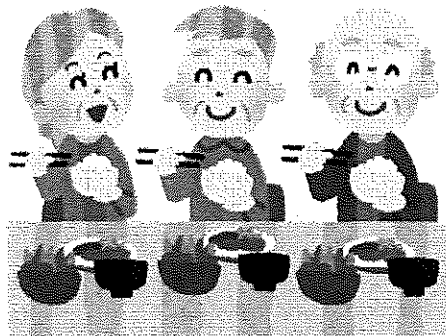
実績及び見込み		6期			7期（見込み）		
		H27	H28	H29 （見込）	H30	H31	H32
75歳おたっしや 訪問指導	75歳人口	1,157	1,183	1,041	1,051	1,062	1,073
	訪問対象者数	1,052	1,082	964	946	956	965
	基本チェック実施者数	944	944	841	826	834	842
	基本チェック該当者数	222	286	255	250	253	255
80歳おたっしや 訪問指導	80歳人口	981	953	1,022	1,032	1,043	1,053
	訪問対象者数	778	803	850	929	938	948
	基本チェック実施者数	714	730	773	845	853	862
	基本チェック該当者数	215	304	322	352	355	359
脳の健康度測定事業	実施回数（回）	8	4	4	4	4	4
	実人員（人）	146	76	40	80	80	80
	延べ人員（人）	284	143	77	160	160	160
フレイル予防等 訪問事業	訪問回数（回）		54	88	160	160	160
	実人員（人）		11	22	40	40	40
生活習慣病 重症化予防事業	訪問回数（回）				320	320	320
	実人員（人）				160	160	160

介護度別の要因

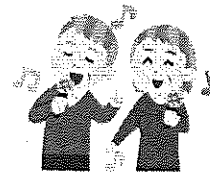


今後の取組

- フレイル予防と重症化予防を重点課題として実施します。
- フレイル（虚弱）や生活習慣病の重症化、運動器障害を予防するため、自宅を訪問し、保健師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士など各分野の専門職が予防のための助言を行います。また、対象者への保健指導を進める上で、医療機関とのスムーズな連携体制の構築を目指します。
- 介護予防に住民自ら取り組めるように、広報や地区での集まりなどを活用し、フレイルについて正しい知識を発信します。
- 医師会、歯科医師会との連携を取り、介入の可否や診療情報提供、また介入経過などについて、よりスムーズに連絡を取り合えるように、帳票類の整備や連絡方法を確認します。
- 健診データなどにより、介入の効果を検証します。



イ 介護予防普及啓発事業



現状と課題

●高齢者がより元気に生き生きと暮らし続けることで、介護保険の要介護認定を受けることがないように予防するとともに、要介護認定を受けている方もできるだけ自立した生活が送れるように、介護予防を目的として、「介護予防教室」や「地区サロン」、「健康相談」や「認知症の講演会」などを実施しています。

●介護予防教室では、運動機能向上を目指し、陸上での運動、関節疾患のある方でも参加できるよう水中運動、また、認知機能低下を予防するための教室を開催しています。

●地域サロンでは、自主的な活動を引き出すため、職員を派遣し、助言を行ったり、健康長寿体操のCD・DVD、ぴんころいろはカルタ、楽器、グランドゴルフ、自動血圧計などのグッズの貸出しを行っています。

実績及び見込		6期			7期（見込み）		
		H27	H28	H29 （見込）	H30	H31	H32
はつらつ音楽 サロン事業	実施回数（回）	40	40	40	40	48	48
	実人員（人）	489	456	479	500	600	600
	延べ人員（人）	2,452	2,306	2,450	2,500	2,800	2,800
転倒骨折予防事業	実施回数（回）	132	132	132	132	144	144
	実人員（人）	687	725	800	800	880	880
	延べ人員（人）	3,244	3,303	3,600	3,600	4,000	4,000
はつらつ水中 ウォーク事業	実施回数（回）	48	48	48	48	48	48
	実人員（人）	71	70	80	80	80	80
	延べ人員（人）	434	504	550	600	600	600
脳いきいき 健康教室事業 ※	実施回数（回）	27	27	27	27	27	27
	実人員（人）	57	47	42	45	45	45
	延べ人員（人）	293	224	200	270	270	270
栄養改善教室事業	実施回数（回）	37	23	25	25	28	28
	延べ人員（人）	1,158	591	600	720	750	750
地域サロンでの 血圧測定・健康講話	職員派遣回数（回）	202	201	200	180	180	180
	延べ人員（人）	4,690	4,832	4,850	3,500	3,500	3,500
健康長寿体操 推進事業	実施回数（回）	94	217	250	250	270	270
	延べ人員（人）	3,663	6,729	7,500	7,500	8,000	8,000
認知症予防 相談・啓発事業	実施回数（回）	3	2	2	2	2	2
	実人員（人）	261	234	265	260	260	260

※ 平成29年度までは「スクエアステップ教室」として実施

今後の取組

●「介護予防教室」や「地区サロン」などでの健康相談や出前講座などを通じて、介護予防の啓発を行います。また、パンフレットやチラシなどの様々な情報媒体を通じて情報提供や啓発活動に努めます。

- 「はつらつ音楽サロン」「転倒骨折予防事業」については、日常生活圏域の見直しに伴い、教室数を増やします。
- 脳いきいき健康教室については、元気高齢者とともに認知機能の低下のおそれがある方にも参加者を拡大し、教室を開催します。
- 介護予防事業の一環として、健康長寿の更なる推進を図るために、健康長寿体操CD・DVD・ビデオ、ぴんころいろはカルタ、楽器、グランドゴルフ、自動血圧計などの「健康長寿支援グッズ貸出し事業」を開始し、住民主体の地区活動の活性化を図ります。



ウ 地域介護予防活動支援事業

現状と課題

- 介護予防指導者養成事業（お達者応援団育成塾）では、基礎講座とレベルアップ講座を設け、基礎講座では介護予防に役立てる知識を学び、レベルアップ講座では、介護予防教室などを開催できる人材を育成しています。
- 講座修了後、地域での活動に繋がっていない方がいます。

今後の取組

- 社会福祉協議会との連携により、修了生による地区サロンの新規起ち上げや、継続開催を促進します。
- レベルアップ講座の受講生を育成し、住民主体の活動が立ち上がるよう支援していきます。
- 介護予防指導者養成事業を終了された方やボランティアに関心のある方と、サービス事業者やボランティアグループなどのマッチングの会を開催し、サービス事業の人材の確保と生きがいの支援による地域の活性化を目指します。

実績及び見込		6期			7期（見込）		
		H27	H28	H29 （見込）	H30	H31	H32
基礎講座	回数／年	10	10	10	10	10	10
	延べ人員（人／年）	881	1,270	1,290	1,300	1,300	1,300
レベルアップ講座	回数／年	7		7	7	7	7
	延べ人員（人／年）	142		90	90	90	90

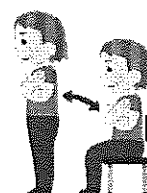
エ 一般介護予防事業評価事業

現状と課題

- 地域の実情に応じた効果的、効率的な介護予防の取組を進めるため、生活圏域ごとに介護予防の取組状況などに関する評価が必要となります。
- 事業の実施状況から新規介護保険認定者の状況などの推移について評価し、事業内容について検討、改善が必要です。

今後の取組

- 事業評価は、年度ごとの「総合事業の事業評価」により、プロセス評価を中心に実施するとともに、アウトカム指標についても評価します。



オ 地域リハビリテーション事業

現状と課題

- 地域における介護予防の取組を機能強化するため、リハビリ専門職などの地域での活動を促進しています。
- 住民が主体的に活動できるよう、公民館などにリハビリ専門職などを派遣し、体力測定の実施を行い、介護予防に取り組めるように助言を行っています。

今後の取組

- 住民が主体的に活動できるよう、公民館などにリハビリ専門職などを派遣し、体力測定などの支援、介護予防の啓発を今後も継続します。
- 地域ケア会議やサービス担当者会議などにリハビリ専門職などが参加し、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントが作成できるように助言を行います。
- 各圏域で実施している事業所連絡会などを通し、介護サービス事業所に従事する者に対し、介護予防に関する技術的助言を行います。

実績及び見込み		6期			7期（見込み）		
		H27	H28	H29 （見込）	H30	H31	H32
お出かけ リハビリテーション 事業	実施回数（回）	58	36	50	50	50	50
	延べ人員（人）	1,500	866	1,200	1,200	1,200	1,200

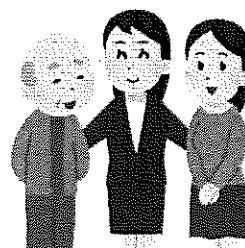
4 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるよう、介護保険による公的なサービスだけではなく、その他の多様な社会資源を活用し、地域包括ケアを実現していくための中核施設として、平成18年度に市内5か所に設置され、保健・医療・福祉を総合して、必要なサービスにつなげる身近な相談窓口として機能しています。

今後、生活圏域の見直しに伴い平成31年4月より地域包括支援センターの担当地区の見直しを行います。

ア 地域包括支援センター及び担当地区



【平成30年度】

名 称	担 当 地 区
岩村田・東地域包括支援センター	岩村田、小田井、平根、三井、志賀
中込地域包括支援センター	中込、平賀、内山、野沢、大沢、
野沢地域包括支援センター	中佐都、高瀬、岸野、桜井、前山
臼田地域包括支援センター	臼田
浅科・望月地域包括支援センター	浅科、望月

【平成31年度より】

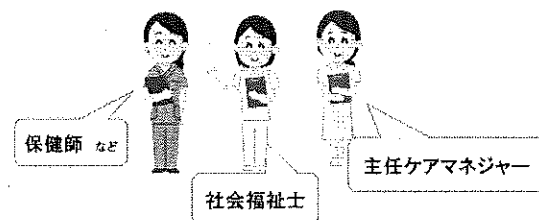
- ・平成31年4月より生活圏域の見直しに伴い6ヶ所の地域包括支援センターにて運営。

名 称	担 当 地 区
浅間地域包括支援センター（仮称）	長土呂、小田井、平根、中佐都、高瀬
岩村田・東地域包括支援センター	岩村田（長土呂地区を除く）、三井、志賀
中込地域包括支援センター	中込、平賀、内山
野沢地域包括支援センター	野沢、大沢、岸野、桜井、前山
臼田地域包括支援センター	臼田
浅科・望月地域包括支援センター	浅科、望月

イ 専門職種の配置

包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するため、地域包括支援センターに次の3職種を配置しています。

- ・保健師又は、地域保健などに関する経験のある看護師
- ・社会福祉士
- ・主任介護支援専門員



(2) 地域包括支援センターの事業内容

ア 総合相談支援業務

- ・介護や高齢者福祉などについての様々な相談に対応します。
- ・民生児童委員、区長会、ボランティア団体など地域における様々な関係者との連携を通し、地域のネットワークの構築を行います。
- ・独居世帯、高齢者世帯などの高齢者の生活状況を確認し、支援します。
- ・介護離職の防止や、介護に取り組む家族などを支援するため、休日夜間の対応を行い、相談体制を強化します。

イ 権利擁護業務

- ・認知症などで判断能力が不十分な高齢者が、地域で安心して生活できるよう成年後見制度の活用を促進を行います。
- ・老人福祉施設などへの措置に関する支援を行います。
- ・高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行い、高齢者及びその家族への支援を行います。
- ・困難事例への対応について支援を行います。
- ・悪徳商法、特殊詐欺などの消費者被害の防止に取り組みます。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・包括的・継続的なケア体制の構築に努めます。
- ・地域における介護支援専門員に対し、個別指導・相談に応じ、支援します。
- ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例などへの指導・助言を行います。

エ 介護予防ケアマネジメント業務

- ・要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント業務を行います。

(3) 地域包括支援センター業務の推移



(単位：人／年)		6 期		
ア 総合相談支援事業の推移		H27	H28	H29 (見込)
	岩 村 田 ・ 東	4,052	4,588	4,436
	中 込 ・ 野 沢	5,052	4,383	4,435
	佐 久 中 部	3,946	4,023	4,269
	臼 田	3,320	3,280	3,345
	望 月 ・ 浅 科	3,108	3,802	3,876
	合 計	19,478	20,076	20,361

イ 権利擁護業務の推移

	H27	H28	H29 (見込)
岩 村 田 ・ 東	307	210	261
中 込 ・ 野 沢	334	276	388
佐 久 中 部	331	103	105
臼 田	66	134	136
望 月 ・ 浅 科	127	85	87
合 計	1,165	808	977

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント

	H27	H28	H29 (見込)
岩 村 田 ・ 東	736	658	895
中 込 ・ 野 沢	990	1,022	1,336
佐 久 中 部	562	936	955
臼 田	1,025	1,303	1,329
望 月 ・ 浅 科	180	152	189
合 計	3,493	4,071	4,704

エ 介護予防ケアマネジメント業務の推移（支援1・2）

	H27	H28	H29 (見込)
岩 村 田 ・ 東	3,580	1,385	1,413
中 込 ・ 野 沢	3,700	2,119	2,161
佐 久 中 部	1,940	1,189	1,212
臼 田	2,533	802	818
望 月 ・ 浅 科	3,633	1,744	1,778
合 計	15,386	7,239	7,382

オ 介護予防ケアマネジメント業務の推移（事業対象者）

	H27	H28	H29 (見込)
岩 村 田 ・ 東	—	1,225	1,249
中 込 ・ 野 沢	—	1,117	1,139
佐 久 中 部	—	665	678
臼 田	—	609	621
望 月 ・ 浅 科	—	1,428	1,456
合 計	—	5,044	5,143

現状と課題

- 地域包括支援センターは平成18年度に設置されて以降、身近な相談窓口として、市民や民生児童委員、介護保険事業所などに周知され、年々利用件数が増加しています。
- 平成30年度以降も相談件数などは増加することが見込まれます。

今後の取組

- 今後の少子高齢化の進行を見据え、より地域に密着したきめ細やかな支援を行えるよう地域包括支援センターの機能の充実・強化を図ります。
- 具体的には日常生活圏域の見直しとともに、本計画中に1か所増設し、市内6か所に設置します。また、安定的・継続的に運営されるよう、評価・点検を定期的に行います。

(4) 地域包括支援センター運営協議会

公正、中立性の確保、人材確保支援などの観点から、地域包括支援センターが適切な運営がされているか、運営協議会において定期的に評価しています。

(5) 地域ケア会議推進事業

ア 地域ケア会議について

地域ケア会議の開催を通し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を行い、地域包括ケアシステムの構築を行います。具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、医療・介護・地域住民などの多職種が協働し、高齢者の個別課題解決を図ります。また、個別ケースの課題分析などを積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげます。

実績及び見込み	6期			7期（見込）		
	H27	H28	H29 （見込）	H30	H31	H32
個別会議（回）	30	44	50	50	50	50
ケアマネジメント会議 開催回数（回）			20	20	25	30

イ 佐久市における地域ケア会議の進め方

●個別地域ケア会議

地域包括支援センターが主催し、個別ケースについての議論を通し、地域のネットワークの構築、地域の強みの把握、地域課題の抽出、自立支援に資するケアマネジメントの実現などを行います。

●地域包括ケア協議会

地域包括支援センターが主催し、個別地域ケア会議において抽出された地域課題解決に向け、生活圏域レベルでの協議を行います。

●地域包括支援センター運営協議会

個別地域ケア会議、地域包括ケア協議会において、明確化された地域課題解決に向け、市レベルでの協議を行い、介護保険事業計画への反映など政策形成につなげます。

現状と課題

●行方不明になるリスクの高い認知症高齢者や身寄りのない独居高齢者などの支援困難事例についての個別ケース地域ケア会議を中心に行い、地域での見守り体制の構築や、ネットワークづくりにおいて効果が出ています。

今後の取組

●地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、より効果的な会議の運用を目指し、蓄積された地域課題の分析を行い、各階層の地域ケア会議が連動するよう仕組みづくりを行います。

●介護予防ケアマネジメントにおける、自立支援・重症化予防の視点を取り入れた地域ケア会議の開催方法について検討していきます。具体的には、理学療法士・歯科衛生士・栄養士などの専門職の会議への参加を通し、自立支援に資するケアマネジメントの検討を行います。

(6) 認知症施策推進事業



現状と課題

●認知症高齢者の数は、2012（平成24）年で462万人との推計されており、2025（平成37）年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加し、誰もが認知症になる可能性があります。

●認知症になっても、いつまでもその人らしい生活を送ることができ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症に関する様々な事業に取り組んでいます。

今後の取組

ア 相談体制の充実

●認知症地域支援推進員と地域包括支援センターが連携し、相談しやすい体制を整備します。

イ 地域における支援体制の構築

●地域住民が認知症について理解し、地域全域で認知症高齢者の生活を支えてい

くことが必要です。そのためには、地域住民への普及啓発や地域における支援体制が重要になってきます。

ウ 地域における支援体制の構築

- 地域包括支援センターが中心となり、地域組織と連携しながら、認知症の方の見守りなど、認知症の方を地域全体で支える体制づくりを推進します。

エ 認知症地域支援推進員の配置

- 認知症地域支援推進員を配置し、「認知症疾患医療センター」との連携を行い、地域の認知症ケアと医療との連携を強化し、認知症の医療と切れ目のない支援を行います。

実績及び見込み	6期			7期（見込）		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
配置人員	3	3	3	3	4	4

オ 認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業

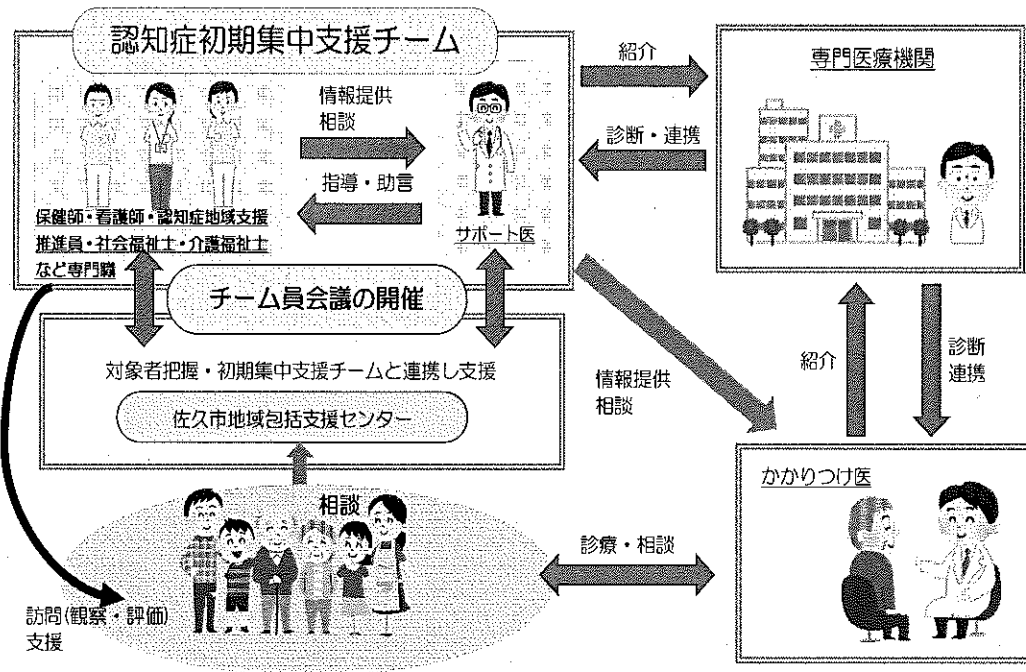
- 認知症や高齢者虐待に関する地域住民の理解を深め、地域での見守り支援体制を構築し、高齢者虐待防止に関することを目的に実施しています。
- 佐久市認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会（委員20人）を実施し、行方不明者の捜索体制に関する確認、再発防止のためのフォロー対策について、高齢者虐待の状況把握と防止策などを行ってきました。
- 今後、認知症高齢者の増加が予測される中で、地域住民も巻き込んだ「ネットワークづくり」がますます重要となることから、引き続き事業を強化推進します。

カ 認知症初期集中支援チームの設置

- 複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、月1回チーム員会議を実施する中で自立生活サポートを行っています。
- 認知症の人やその家族に早期にかかわり早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。
- 普及啓発推進事業、認知症初期集中支援の実施、認知症初期集中支援チーム検討委員会（認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会）を充実します。

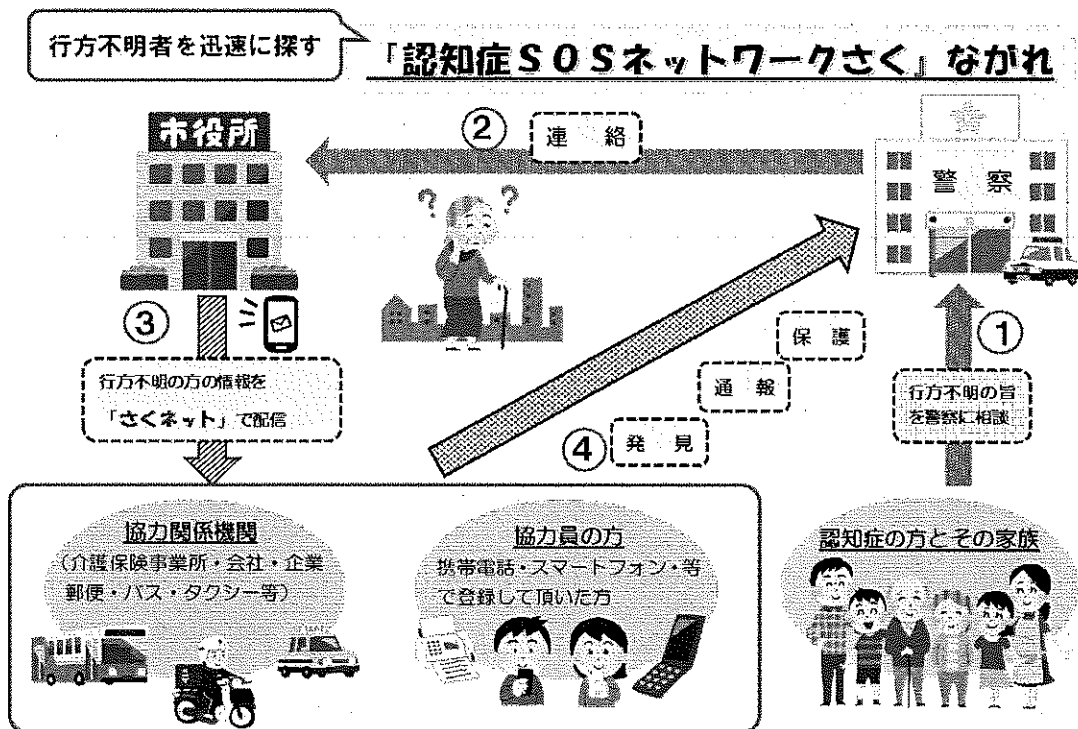
実績及び見込み	6期			7期（見込）		
	H27	H28	H29（見込）	H30	H31	H32
実施回数			11	12	12	12
実人員			8	8	8	8

認知症初期集中支援チーム



キ 認知症SOSネットワークさく

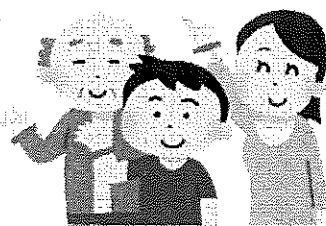
- 高齢者が行方不明になった時などに、警察だけでなく、地域の皆さんや各種団体、民間企業、福祉などの事業関係者などが協力して、すみやかに行方不明者を発見、保護しその後の相談を受ける仕組みです。
- 市民・協力関係機関への周知をさらに進め、体制づくりを強化します。



メールが無いなら、近くに郵便ポストに似た方がいないか確認をお願いします。

ク 認知症サポーター等養成事業

●認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」などを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進することを目的とし、事務局を設置しています。



●消防団、民生児童委員、地区サロン、小中高等学校、企業などを対象に実施をしています。

実績及び見込み	6期			7期（見込）		
	H27	H28	H29 （見込）	H30	H31	H32
実施回数（回／年）	39	31	33	35	35	35
人員（人／年）	1,661	902	930	1,000	1,000	1,000

●地域住民への普及啓発として、「認知症サポーター養成講座」を地域・学校・事業所などで開催し、認知症を理解し、認知症の人や家族を暖かく見守り支援する市民を増やします。

●今後も多くの市民の方に受講していただけるように日時・開会場所など工夫し実施します。

●認知症サポーターを受講した方に向けて、「認知症ステップアップ講座」を開催し、より認知症について知識を深めてもらい、地域へ発信をしていく人材を育成します。

●サポーター養成講座を担う「キャラバン・メイト」を養成します。



ケ オレンジカフェ座談会

（認知症高齢者介護者支援事業・若年性認知症の方と家族の会）

認知症の方ご本人、認知症の方を介護されている家族を対象に、介護負担を軽減するために、介護相談や介護者同士の交流を目的とした事業です。

●対象者となる方たちへ情報が届くよう更に広報に力を入れ、参加しやすい体制を整備します。

●認知症カフェ※の設置を検討します。

※認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

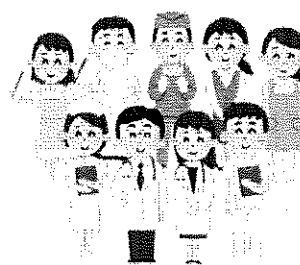
(7) 在宅医療・介護の連携体制推進事業

現状と課題

●本市では、可能な限り住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスを受け、安心して自分らしい生活が継続できる地域づくりを目指して、平成25年度より、長野県地域医療再生事業在宅医療連携拠点事業補助金を受け、「在宅医療・介護の連携体制推進事業」を実施しています。

●平成28年度からは、地域支援事業に位置付けられ、8つの取組を中心に事業を展開しています。

- ア 地域の医療・介護の資源把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携



実績及び見込み

医療介護連携推進協議会

	6期			7期(見込)		
	H27	H28	H29 (見込)	H30	H31	H32
実施回数(回/年)	4	4	4	4	4	4
人員(人/年)		71	70	76	76	76

市民公開講座

実施回数(回/年)	1	1	1	1	1	1
人員(人/年)	250	105	225	250	250	250

多職種連携会議(カフェ交流会)

実施回数(回/年)	6	6	6	6	6	6
人員(人/年)	188	220	210	220	220	220

多職種のスキルアップ研修

実施回数(回/年)	1	1	1	1	1	1
人員(人/年)	49	65	80	150	150	150

若い支度講座

実施回数(回/年)	7	8	12	15	18	20
人員(人/年)	293	129	250	270	290	300

今後の取組

- ア～クの8つの取組により事業を展開していきます。

イで実施している「医療介護連携推進協議会」を開催することにより、課題解決の推進を行いながら、「多職種連携に向けての取組」や「地域住民への啓発活動」を重点にして事業展開を図ります。

ア 地域の医療・介護の資源把握

- 地域の医療・介護の資源を把握し、地域住民及び、医療・介護関係者へ情報提供します。

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- 「医療介護連携推進協議会」を開催。市が中心となり、職業団体、事業団体、市内の病院などが参加し、佐久地域における円滑な医療と介護の連携と、介護給付費の適正化が進むよう、課題の解決を勧めます。

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- 在宅医療 24 時間体制の整備を、佐久医師会在宅医療推進委員会において推進します。
- 急性期病院と介護事業所・施設との連携体制及び信頼関係の構築を目的に、多職種連携会議を開催しています。

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

- 地域患者情報共有システム“Net4U※”を活用し、在宅医療 24 時間体制の整備を行います。

※ Net4U…訪問診療医の負担軽減、チーム医療による多職種協働のための情報通信技術（ICT）を活用した、地域患者情報共有システム

- 入退院ルールや連携ノートなどを通じた情報共有の仕組みづくりの支援を行います。

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- 在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置し、連携の取組などの支援を行います。

カ 医療・介護関係者の研修

- 市内の医療、福祉関係者に向けた研修会を実施し、職員のスキルアップを図ります。

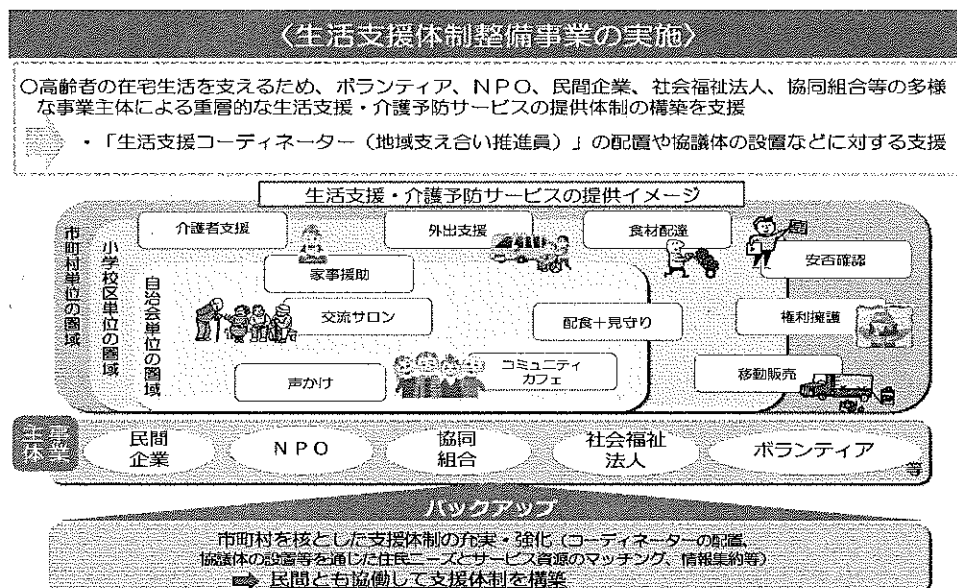
キ 地域住民への普及啓発

- 市民公開講座を開催し、市民と共に医療と介護の将来を考えます。
- 地区サロンなどにて、“老い支度講座”を実施しながら、終末期の意思決定支援や相互体制づくりの必要性、在宅医療や介護・介護予防について情報提供を行います。

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- 佐久保健福祉事務所の協力を得ながら、広域連携が必要な事項について検討していきます。

(8) 生活支援体制整備事業



現状と課題

- 第1層は、市全体を対象とし「地域包括支援センター運営協議会」に置き、第2層は、生活圏域ごとを対象とし「地域包括ケア協議会」を配置しています。
- 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置などを通じて、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるよう積極的に進めています。
- 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」は、活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織なども活用しながら、コーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進しています。
- 「協議体」は、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発などを推進しています。

今後の取組

- 「生活支援コーディネーター」と「協議体」によるコーディネート機能の充実により、日常生活ニーズ調査や地域ケア会議などにより、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握していくことと連携しながら、地域における取組を総合的に支援・推進を図ります。

協議会 H28～ （H24・27モデル事業 地域別包括ケア委員会）

実績及び見込み	6期			7期（見込）		
	H27	H28	H29（見込）	H30	H31	H32
第1層協議会（回）		1	2	2	2	2
第2層協議会（回）	10	10	15	15	18	18

5 任意事業

任意事業は、介護保険法の趣旨との整合を図り、市の実情に応じ介護給付費等費用適正化や、在宅で寝たきり高齢者などの介護を行っている家庭介護者に対する支援事業を行います。

(1) 介護給付費等適正化事業

●介護給付費等費用適正化事業は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを、事業者が過不足なく適切に提供するように促すものです。

このような介護給付の適正化を図ることは、高齢者などが可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするため、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本市においては介護給付費等費用適正化事業の5事業を、第4期長野県介護給付適正化計画の下取り組みます。

●この他、本市独自に居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者を対象とする研修会を開催しています。

- ・要介護認定の適正化 ・ケアプランの点検 ・住宅改修などに関する調査
- ・医療情報との突合、縦覧点検 ・給付実績の活用

年度	取 組 概 要
平成27年度	・「ケアプラン点検」の実施 6日間 12事業所 ・「介護給付適正化研修会」の実施 101名参加 ・要介護認定の適正化 ・住宅改修等に関する調査 ・医療情報との突合
平成28年度	・「ケアプラン点検」の実施 5日間 13事業所 ・「介護給付適正化研修会」の実施 110名参加 ・要介護認定の適正化 ・住宅改修等に関する調査 ・医療情報との突合 ・縦覧点検
平成29年度	・「ケアプラン点検」の実施 4日間 8事業所 ・「介護給付適正化研修会」の実施 市内居宅介護支援専門員対象 ・「ケアプラン作成研修会」の実施 1日 118名参加 ・要介護認定の適正化 ・住宅改修等に関する調査 ・医療情報との突合 ・縦覧点検

- 今後、団塊世代全てが75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、地域実情に合わせた地域包括ケアシステム推進のため、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進して行くため次の目標により取り組んでいきます。

目 標 ・ 今 後 の 取 組	平成30年度 ～ 平成32年度	・「ケアプラン点検」の実施 5日間 居宅15事業所 居宅介護支援事業者に資料提出を求め、外部専門員・市町村職員・地域包括支援センター主任介護支援専門員によるケアプランの点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとするサービスの確保と状態に適合していないサービス提供を改善する。 ・「介護給付適正化研修会」の実施 年2回 介護給付適正化のための外部講師による講演会、またケアプラン点検実施による改善状況等の報告研修会により、ケアプランおよび介護支援専門員の質の向上を図る。 ・要介護認定の適正化 適切且つ公平な要介護認定の確保を図るため、広域連合との研修会の開催、イーラーニングによる全国テストの受講を実施する。 また、要介護認定調査の平準化を図るため、認定調査項目別の選択状況についての分析を行う。
組 概 要		・住宅改修等に関する調査 施工前の点検の際に改修費が高額と考えられるものや改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真から現状が分かりにくいケース等に留意しながら、必要に応じて理学療法士の協力を得て調査を行う。 ・医療情報との突合、縦覧点検 医療担当部署との連携を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険給付情報の突合によりサービスの整合性の点検を行うことにより医療と介護の重複請求を防止する。

(2) 家庭介護支援事業

ア オレンジカフェ座談会 (P62 参照)

(認知症高齢者介護者支援事業・若年性認知症の方と家族の会)

イ 家庭介護者支援・交流事業

現状と課題

●在宅で、寝たきり高齢者や認知症の方などを介護している家族に対し、介護の負担を軽減するため、介護相談や、介護者同士の交流を行うことを目的とした事業です。

今後の取組

●家庭介護者を支援していくため今後も継続します。

ウ 介護用品給付事業

●ご家庭で要介護高齢者などを介護されている方の、経済的負担の軽減を目的とし、紙おむつなどの介護用品を給付する事業を実施しています。

●給付対象となる方は、①要介護1～5の認定を受けている要介護高齢者を在宅で介護している、②要介護高齢者及び介護者が佐久市に住所を有している、③共に住民税非課税世帯である、以上①～③の全てに該当する方です。

●在宅介護を行う介護者への支援のひとつとして、平成30年度以降も実施します。

介護用品給付事業の推移

実績及び見込み	6期			7期(見込)		
	H27	H28	H29 (見込)	H30	H31	H32
利用延人数(人/年)	250	218	242	303	303	303
金額(円/年)	6,686,897	5,542,306	6,357,146	9,050,000	9,050,000	9,050,000

(3) その他事業

ア 成年後見制度利用支援等事業

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。判断能力が低下したことで、財産管理や福祉サービス利用などの各種契約締結ができなくなるなど、あらゆる場面で本人が不利益を被るおそれがあり、高齢者が安心して生活を送る上では必要不可欠な制度です。

現状と課題

●近年では、経済的虐待や複雑化する消費者被害から高齢者を守る観点からも、成年後見制度の重要性が増しています。しかしながら、制度利用が必要にもかかわらず

わらず、身寄りがいない、親族による虐待を受けているなどの理由により親族申立てが行えないなどケースが複雑化し、市長申立ての必要性が高まっています。

●認知症高齢者の増加に合わせて今後も利用の増加が見込まれます。

実績及び見込み	6期			7期（見込）		
	H27	H28	H29 （見込）	H30	H31	H32
利用件数（人／年）	2	1	5	5	5	5

今後の取組

●全ての高齢者が自分らしく安心して生活を送ることができるよう、今後も当事業による支援を行うとともに、市民にとって、より身近で活用しやすい制度となるよう、行政、地域包括支援センター、さく成年後見支援センターなど各種関係機関と連携しながら、相談窓口の紹介や、制度に関する知識の普及・啓発などを行います。

イ 介護相談員派遣事業

介護相談員派遣事業は、本市から委嘱された介護相談員が介護サービス提供事業所を定期的に訪問して、利用者などの話を聴き、相談に応じるなどの活動を行うことにより、利用者などの疑問及び不安の解消並びに苦情の解決を図るとともに、サービス提供事業所の質的向上を図ることを目的としています。

実績及び見込み	6期			7期（見込）		
	H27	H28	H29 （見込）	H30	H31	H32
訪問施設数（箇所）	24	24	24	24	25	25
延べ回数（回）	618	614	624	624	650	650

ウ 認知症サポーター等養成事業（P62 参照）

エ 高齢者緊急時あんしん情報提供事業

●民生児童委員が実施した「高齢者等実態調査」の情報を基に、消防署と情報共有を行っています。独居高齢者や高齢者世帯が増加する中、緊急時の迅速な対応につながっており、今後も連携を図ります。

第4章 高 齢 者 福 祉

第1節 生き生きと安心して暮らせるサービス

超高齢社会の進展により、高齢者が地域社会の中で自立した生活を送るため、高齢者自身がお互いに支え合うことのできる生活支援体制の整備が必要です。

本市では、2025年度を見据え、地域支援事業と一体的な施策を推進するとともに、既存事業について実状に合った内容に見直しを行い、高齢者が住み慣れた地域で、安心・安全に生活が継続できるよう各種事業を実施します。

視 点	方 針	事 業
1節 生き生きと安心して暮らせるサービス	1 生きがい対策事業	(1) 老人クラブ活動助成事業 (2) 長寿・米寿お祝い事業 (3) 敬老会補助事業 (4) 生きがい活動拠点の運営事業 (5) 外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業 (6) 佐久シルバー人材センター運営事業
	(目指す目的・成果) 高齢者が様々な活動を通じて、生きがいを持ち健康に暮らす環境	
	2 生活支援事業	(1) 高齢者実態調査 (2) 生活管理指導短期宿泊事業 (3) あいとびあひ田短期入所事業 (4) 高齢者生活支援ハウス運営事業 (5) ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業 (6) ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯住宅補修等整備事業 (7) 高齢者にやさしい住宅改良促進事業 (8) 高齢者外出支援サービス事業 (9) 家庭ごみ収集支援事業 (10) 日常生活用具貸与事業 (11) 高齢者訪問理美容サービス助成事業
	(目指す目的・成果) 高齢者が様々なサービスを受けることで、安心・安全な生活を送れる環境	

1 生きがい対策事業

高齢者が健康で生涯現役として長寿を全うするため、高齢になっても生活を楽しむことのできる社会環境の整備や、長い人生の中で培った知識や経験、技能を生かす場の確保、さらに共に生活を楽しむ仲間づくりの場の創出など、生きがい豊かな事業を推進していきます。

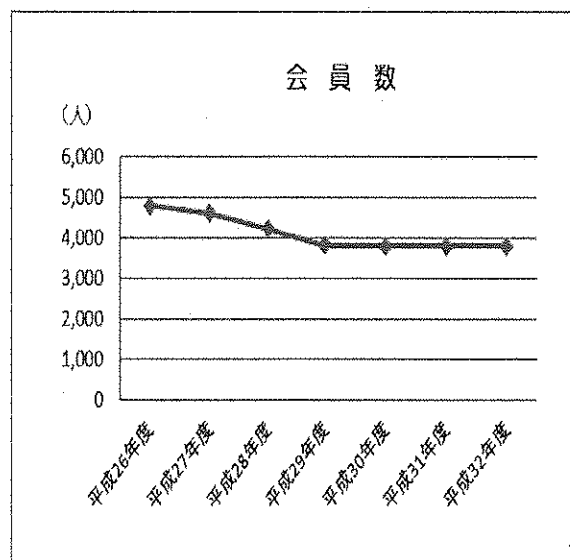
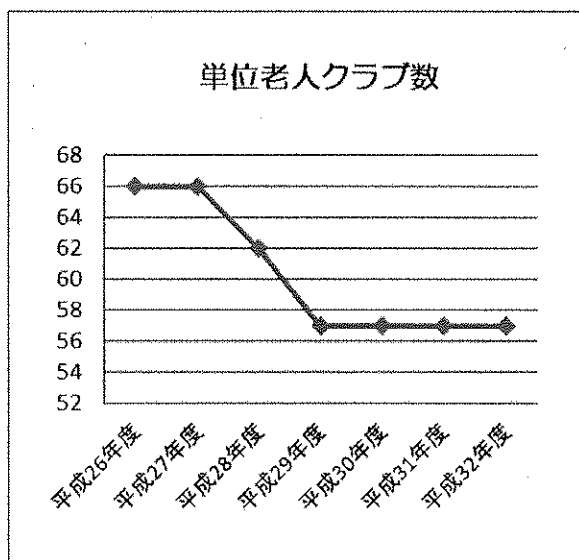
(1) 老人クラブ活動助成事業

老人クラブ活動助成事業は、高齢者の生きがいを高めるため、仲間づくりだけでなく、「健康・友愛・奉仕」活動などを推進していく事業です。近年、ニーズの多様化や組織に属さない方が多くなり、クラブ数・会員数ともに年々減少傾向にあります。

今後は、老人クラブと老人クラブ連合会の持つ社会的意義を再啓発し、クラブ活動が一層活発化するよう支援していくとともに参加しやすい環境整備に努めます。

単位老人クラブ数・会員数

	年 度	単位老人クラブ数	会員数 (人)
実績	平成26年度	66	4,793
	平成27年度	66	4,600
	平成28年度	62	4,231
見込み	平成29年度	57	3,814
推計	平成30年度	57	3,800
	平成31年度	57	3,800
	平成32年度	57	3,800



(2) 長寿・米寿お祝い事業

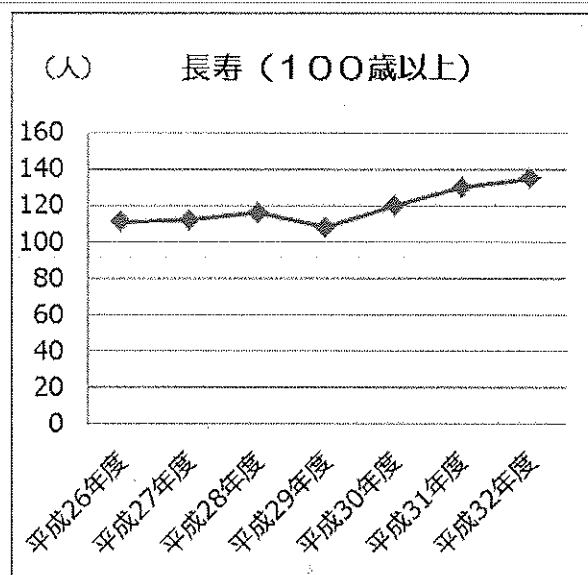
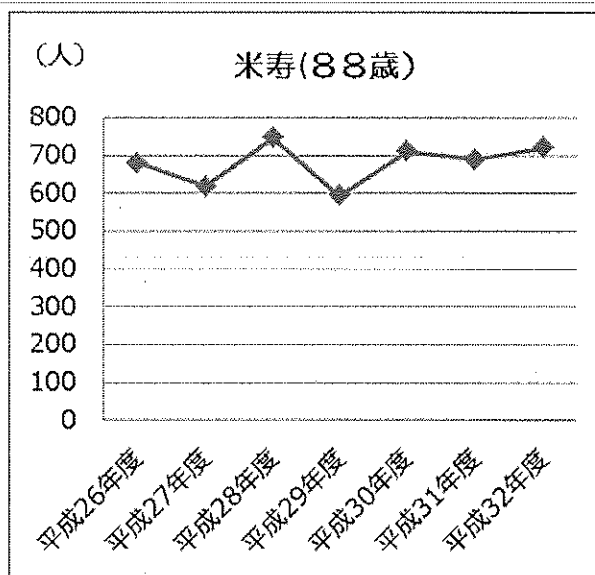
長寿・米寿お祝い事業は、長寿・米寿を祝福するため、敬老訪問を行い祝品等を贈呈し、ご長寿に対して敬老の意を表す事業です。今後は、超高齢社会における対象者の増加は見込まれますが、本市のためにご尽力いただいた皆さんに対して、事業内容などの精査・検討をしながら、事業を実施していきます。

※平成23年度から当該年度に100歳を迎えられる方に祝金を給付しています。

また、平成30年度からは、101歳以上の方への祝品の贈呈について見直しを行います。

長寿・米寿お祝い事業対象者数

年 度		88歳 (人)	100歳以上 (人)
実績	平成26年度	679	111
	平成27年度	617	112
	平成28年度	746	116
	平成29年度	594	108
推計	平成30年度	710	120
	平成31年度	690	130
	平成32年度	720	135

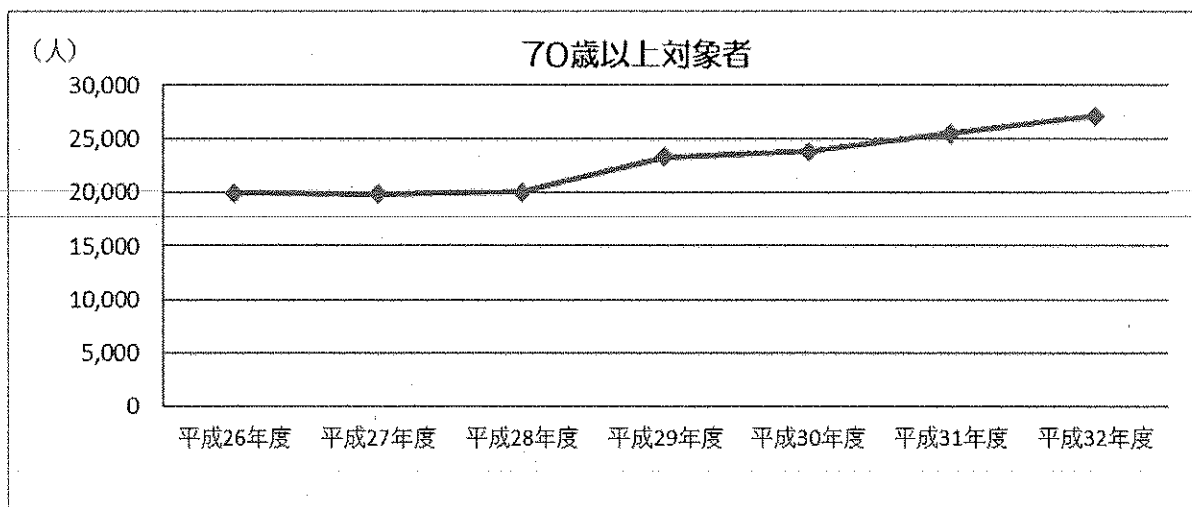


(3) 敬老会補助事業

敬老会補助事業は、各地区で開催する敬老行事を支援するため、70歳以上の高齢者を対象に、経費の一部を補助する事業です。敬老会は、単に高齢者の行事としてではなく、地区全体の世代間交流の場として活発に実施できるよう支援していきます。

敬老会補助対象者（70歳以上の高齢者）

年 度		対象者数 (人)
実績	平成26年度	19,912
	平成27年度	19,856
	平成28年度	20,011
見込み	平成29年度	23,262
推計	平成30年度	23,820
	平成31年度	25,474
	平成32年度	27,107



(4) 生きがい活動拠点の運営事業

生きがい活動拠点の運営事業は、高齢者の生きがい活動の場として、通所介護予防事業などが円滑に展開できるよう指定管理者制度などを導入し運営している事業です。各施設では、高齢者を対象に「介護予防ふれあいサロン事業」・「音楽サロン」・「転倒骨折予防事業」などを実施しています。

今後は、施設の老朽化や施設の利用状況などに注視しながら、事業の継続・統合・廃止などについて検討し、高齢者がより利用しやすい施設の運営に努めています。

【拠点施設】

施設名	指定管理者
望月老人福祉センター	佐久市社会福祉協議会
佐久市老人福祉センター（長寿閣）	
臼田老人福祉センター	
臼田総合福祉センター（あいとぴあ臼田）	佐久市社会福祉協議会
浅科生きがい活動支援センター	佐久市社会福祉協議会
春日交流センター	望月悠玄福祉会
望月生きがいセンター	佐久市社会福祉協議会
佐久市シルバーサロン（サングリモ中込）	

(5) 外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業

外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業は、市内に住民登録を有する外国人で、公的年金の支給を受けることができない高齢者及び障がい者に対し、生活を支援するため特別給付金を支給する事業です。

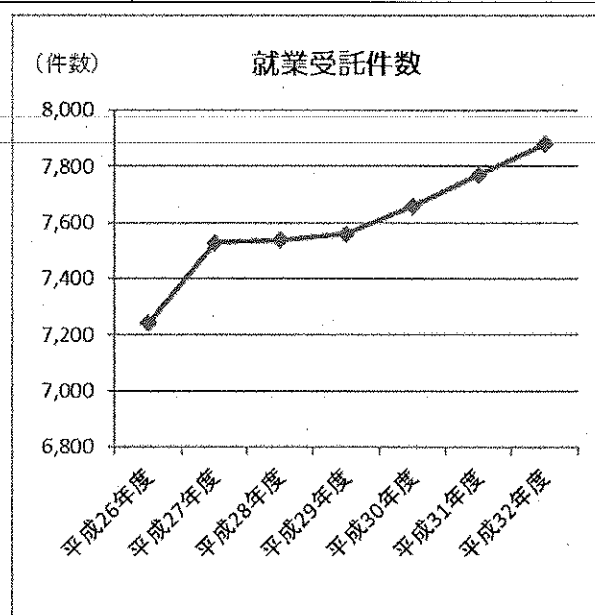
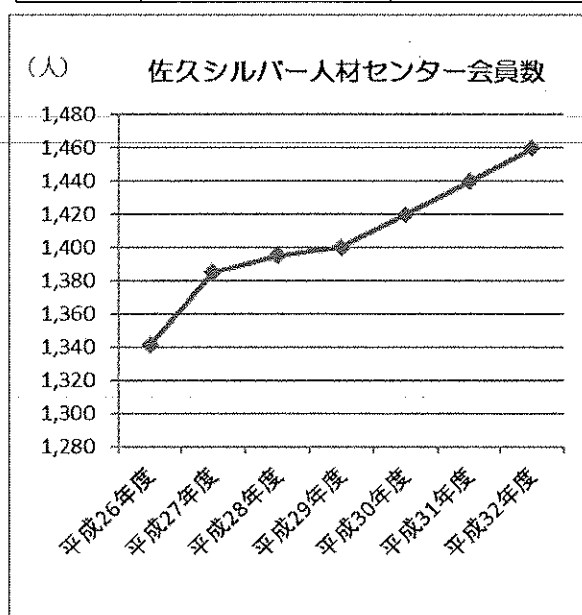
※大正15年4月1日以前に生まれた方が対象です。

(6) 佐久シルバー人材センター運営事業

佐久シルバー人材センター運営事業は、60歳以上で働く意欲のある高齢者を対象に、長年培った職業経験や知識、技能を生かし、自らの健康を保持しながら「自主・自立、協働、共助」の理念に基づき、地域社会に積極的に参加していくことができるよう、就業の機会を提供する事業です。特に、団塊の世代が高齢者となる時代においては、地域経済の底上げを担う重要な団体であるため引き続き支援していきます。

会員数・就業受託件数

	年 度	会員数 (人)	就業受託件数 (件)
実績	平成26年度	1,341	7,242
	平成27年度	1,385	7,529
	平成28年度	1,395	7,538
見込み	平成29年度	1,400	7,560
推計	平成30年度	1,420	7,660
	平成31年度	1,440	7,770
	平成32年度	1,460	7,880



2 生活支援事業

超高齢社会において、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が、何らかの支援や介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で安心・安全に生活が継続できるよう介護保険のサービスだけでなく、高齢者のニーズに応じた支援サービスなどを提供していくことが重要です。

そのため、今後は介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活を送れるよう、地域の特徴を生かした「介護サービス・生活支援サービス・介護予防の取り組み」など多様なサービスを包括・連携していく「地域包括ケアシステム」の考えに沿って包括的支援事業を推進していきます。

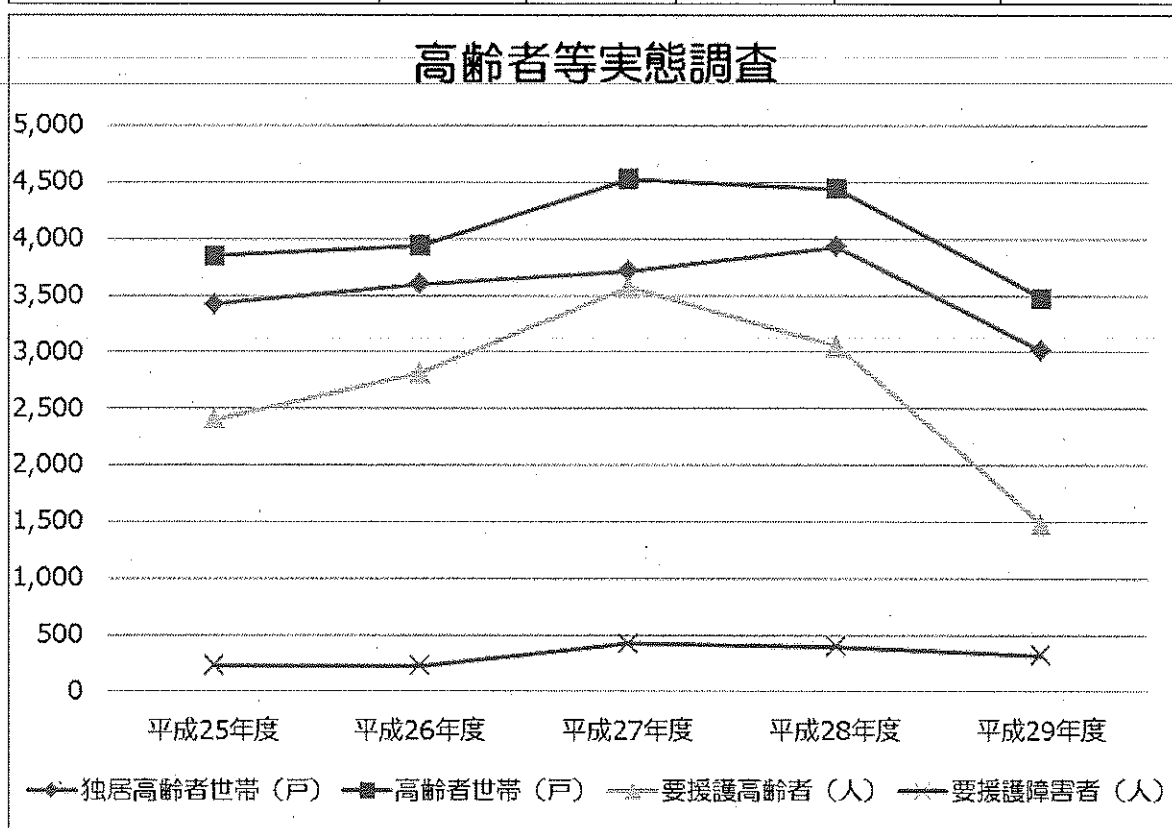
(1) 高齢者等実態調査

高齢者等実態調査は、毎年6月1日を基準日として、地区民生児童委員に依頼し聞き取りにより調査を実施しています。この調査は、市内の65歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者世帯並びに要援護者などを把握することによって、今後の各種福祉施策の基礎資料として活用するだけでなく、災害などの緊急時における対策にも役立てていきます。

高齢者等実態調査結果

平成29年12月12日現在

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
独居高齢者世帯(戸)	3,425	3,601	3,717	3,928	3,012
高齢者世帯(戸)	3,852	3,939	4,530	4,443	3,479
要援護高齢者(人)	2,403	2,817	3,573	3,048	1,478
要援護障害者(人)	228	227	421	399	322
合 計	9,908	10,584	12,241	11,818	8,291



出典：佐久市高齢者等実態調査（平成29年12月12日現在）

(2) 生活管理指導短期宿泊事業

生活管理指導短期宿泊事業は、虚弱など在宅での生活が困難な要援護高齢者を、養護老人ホーム2施設に短期入所措置する事業です。超高齢社会の進展により、高齢者が急増していく中で多様なニーズによる利用者の増加が見込まれることから、適正な措置を行うよう努めます。

実人数・利用日数

年 度		実人数 (人)	利用日数 (日)
実績	平成26年度	7	119
	平成27年度	8	99
	平成28年度	4	47
見込み	平成29年度	2	20
推計	平成30年度	8	100
	平成31年度	8	100
	平成32年度	8	100

施設名：うすだコスモ苑（臼田）

北佐久郡老人福祉施設組合 佐久良荘（望月）

(3) あいとぴあ臼田短期入所事業

あいとぴあ臼田短期入所事業は、概ね65歳以上の虚弱高齢者が在宅での生活に支障をがあった場合に、生活支援を行う事業です。介護保険制度による在宅でのサービスが充実したことから、利用者は減少傾向にあります。今後、一層の活用に向けて周知を図ります。

実人数・利用日数

年 度		実人数 (人)	利用日数 (日)
実績	平成26年度	3	23
	平成27年度	2	40
	平成28年度	2	62
見込み	平成29年度	3	50
推計	平成30年度	5	60
	平成31年度	5	60
	平成32年度	5	60

施設名：臼田総合福祉センターあいとぴあ臼田（臼田）

(4) 高齢者生活支援ハウス運営事業

高齢者生活支援ハウス運営事業は、概ね65歳以上の虚弱高齢者が在宅での生活に支障があった場合に、市内1施設へ原則1年以内の入所をさせ、生活支援を行う事業です。今後も、高齢者の生活環境に応じて対応する事業として実施していきます。

実人数・延べ日数

年 度		実人数 (人)	延べ日数 (日)
実績	平成26年度	8	2,254
	平成27年度	7	2,221
	平成28年度	7	2,057
見込み	平成29年度	5	1,517
推計	平成30年度	8	2,555
	平成31年度	8	2,555
	平成32年度	8	2,555

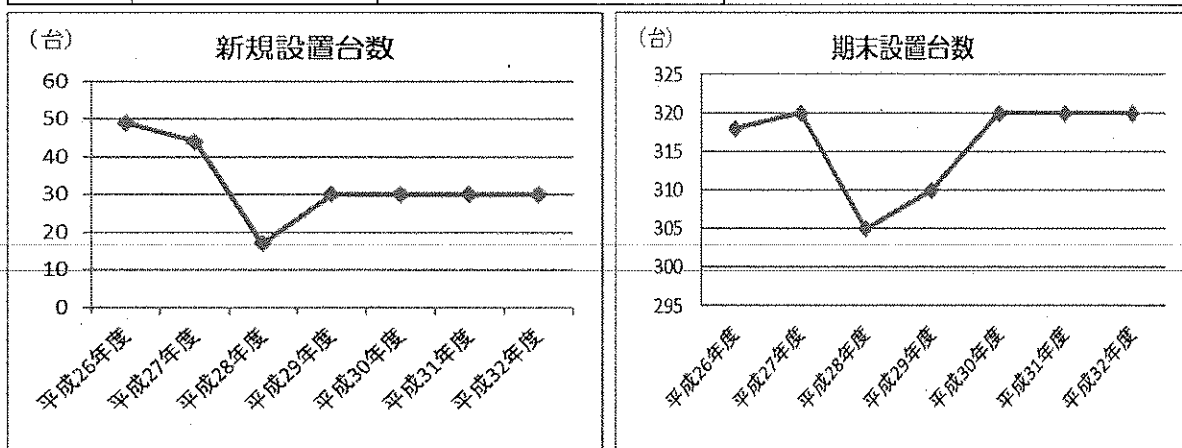
施設名：高齢者生活支援ハウス（望月）

(5) ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業は、ひとり暮らし高齢者の緊急時における援護を迅速に行うため緊急通報装置を設置し、委託による相談員が利用者の安否確認や健康相談を行い、市職員と連携することによって、安心して生活できる環境を整備する事業です。ひとり暮らし高齢者世帯の増加が見込まれることから、設置が必要な世帯の把握に努めていきます。

新規設置台数・期末設置台数

年 度		新規設置台数 (台)	期末設置台数 (台)
実績	平成26年度	49	318
	平成27年度	44	320
	平成28年度	17	305
見込み	平成29年度	30	310
計画	平成30年度	30	320
	平成31年度	30	320
	平成32年度	30	320



(6) ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯住宅補修等整備事業

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯に対し、日常生活の便宜を図るため、住宅の軽微な補修を佐久建設労働組合の協力により行う事業で、継続的に実施していきます。

住宅補修等整備件数

年 度		件数 (件)	内 容
実績	平成26年度	21	玄関引戸、雨漏り、網戸、雨樋等の補修
	平成27年度	22	
	平成28年度	20	
	平成29年度	9	
計画	平成30年度	20	
	平成31年度	20	
	平成32年度	20	

(7) 高齢者にやさしい住宅改良促進事業

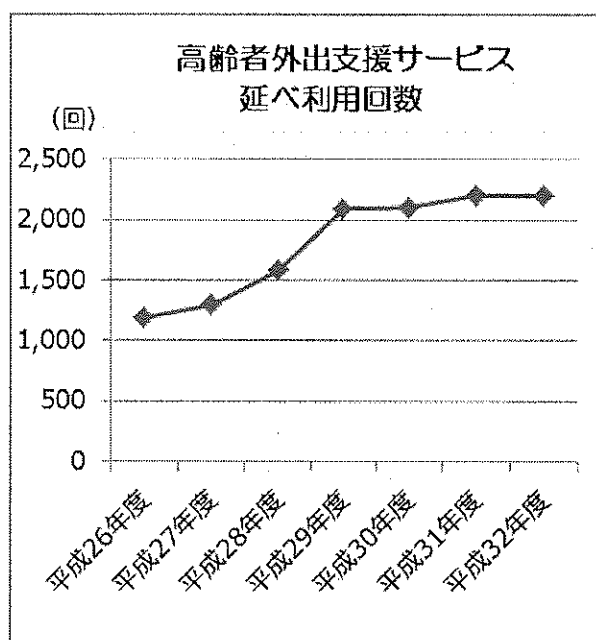
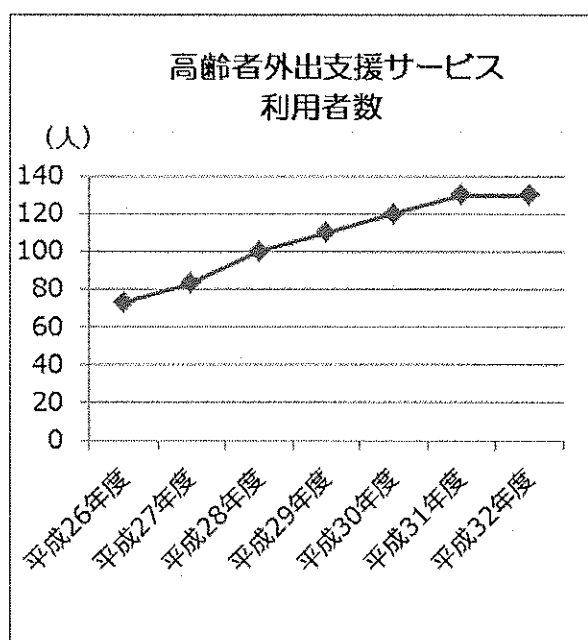
高齢者にやさしい住宅改良促進事業は、住宅改良に要する経費を、県の基準とする経費の限度額以内で助成する事業です。高齢者の居住環境を改善し、日常生活をできるだけ自宅で行えるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図るための事業として継続的に実施していきます。

(8) 高齢者外出支援サービス事業

高齢者外出支援サービス事業は、概ね65歳以上の低所得の高齢者のみの世帯などで、公共交通機関を利用することが困難な方の通院などに際し、誰からも支援を受けられない場合に、市町村福祉輸送による外出支援を行う事業です。ひとり暮らし世帯などの増加により、今後さらに重要な生活支援となることが見込まれることから、継続的に実施していきます。

利用者数・延べ利用回数

	年 度	利用者数 (人)	延べ利用回数 (回)
実績	平成26年度	73	1,190
	平成27年度	83	1,297
	平成28年度	100	1,578
見込み	平成29年度	110	2,090
	平成30年度	120	2,100
推計	平成31年度	130	2,200
	平成32年度	130	2,200

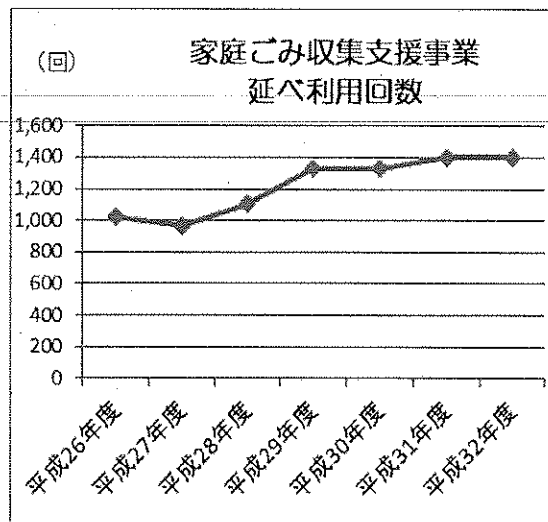
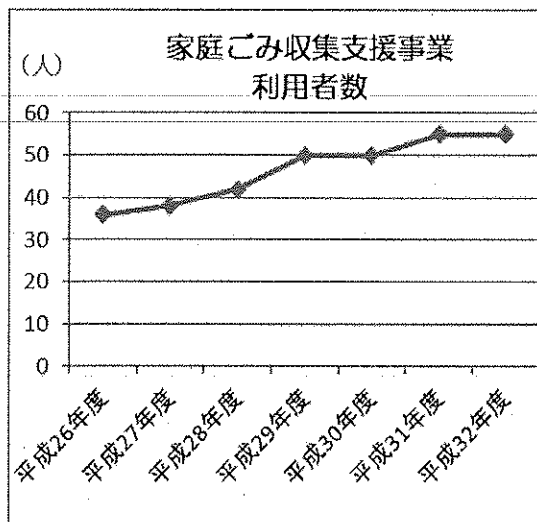


(9) 家庭ごみ収集支援事業

家庭ごみ収集支援事業は、概ね65歳以上の高齢者のみの世帯などで、身体機能の低下により家庭ごみを収集指定場所まで搬出することが困難であって、誰からも支援が受けられないと認められる場合に、家庭ごみの回収を行うとともに安否確認を行う事業です。高齢者の増加に伴い利用者の増加が見込まれることから、今後も継続的な支援を実施していきます。

利用者数・延べ利用回数

年 度		利用者数 (人)	延べ利用回数 (回)
実績	平成26年度	36	1,022
	平成27年度	38	965
	平成28年度	42	1,106
見込み	平成29年度	45	1,330
推計	平成30年度	50	1,340
	平成31年度	55	1,400
	平成32年度	55	1,400



(10) 日常生活用具貸与事業

日常生活用具貸与事業は、本市で保有する福祉用具（ベッド、車いす）を貸与し、要介護高齢者などの心身機能の低下防止を図るとともに、家族の介護負担の軽減と生活の利便性を向上させる事業です。

貸出台数

年 度		ベッド貸出台数（台）	車いす貸出台数（台）
実績	平成26年度	2	94
	平成27年度	2	103
	平成28年度	0	144
見込み	平成29年度	1	110
推計	平成30年度	2	100
	平成31年度	2	100
	平成32年度	2	100

(11) 高齢者訪問理美容サービス事業

高齢者訪問理美容サービス事業は、概ね65歳以上の市民税非課税世帯の在宅高齢者のうち、要介護3以上の認定を受け、理美容店に出向くことが困難な方に対し、市内理美容業者が居宅を訪問し理美容サービスを行えるよう、理美容事業者に対し出張経費の助成を行う事業です。

事業についてさらに周知を図るなど、利用者の増加に努めます。

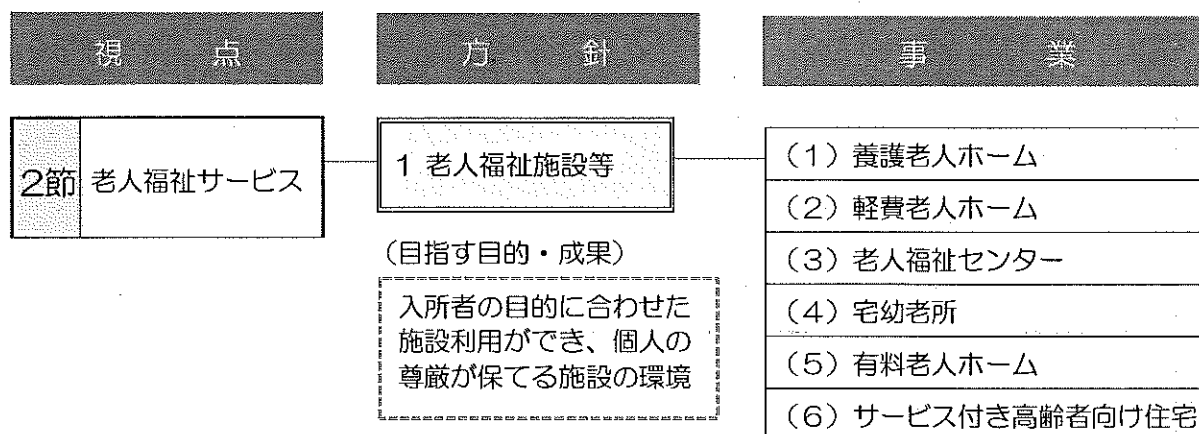
利用者数・延べ利用回数

年 度		利用者数（人）	延べ利用回数（回）
実績	平成28年度	1	4
見込み	平成29年度	4	16
推計	平成30年度	30	120
	平成31年度	30	120
	平成32年度	30	120

第2節 老人福祉サービス

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の増加により、在宅において日常生活を営むのに支障がある方の増加も見込まれることから、養護老人ホームへの入所措置を行うなど、その人に合った支援を行っています。

また、在宅での生活が困難な場合など、個々の世帯のニーズに沿って特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームなどに関する全般的な相談支援を実施しています。



1 老人福祉施設等

(1) 養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者であって、生活環境及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な方を入所措置し、日常生活の支援などにより生活の安定を図るもので、平成29年10月現在、各施設における本市の措置者数は105人で、入所希望者は24人となっています。

なお、佐久広域連合の養護老人ホーム勝間園については、平成29年度に閉園し、平成30年度から定員数が20人減員し70人となる民設民営による施設が開所となります。

定員・措置人員

施 設 名	定 員 (人)	措置人員 (人)
佐久広域老人ホーム 勝間園	90	51
社会福祉法人 法延会 静山荘	60	11
北佐久郡老人福祉施設組合 佐久良荘	80	43
合 計	230	105

(2) 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供などの日常生活上の便宜の提供を目的とした施設で、市内には3施設、定員150人で市内の方は85人入所しています。

(3) 老人福祉センター

老人福祉センターは、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設で、市内に3施設あります。

利用者数

施設名	平成28年度利用者数 (人)
佐久市老人福祉センター	17,706
臼田老人福祉センター	2,980
望月老人福祉センター	8,565
合 計	29,251

(4) 宅幼老所

宅幼老所は、通所介護施設の内、高齢者が住み慣れた地域において、空き店舗や住宅などを改修し、家庭的な雰囲気のもとでケアを受けながら過ごせる、少人数対応の小規模ケア施設です。市内には17施設（宅老所を含む）あり、通所定員は227人です。

(5) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者向けの生活施設で、常時1人以上の高齢者を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいいます。

市内には25施設、定員750人の住宅型有料老人ホームがあり、市内の方は331人入所しています。

有料老人ホームの整備については、現行は県への届出制ですが、市との協議が必要ですので、一定の条件を付す場合があります。

佐久市地域介護・福祉空間整備事業等補助事業
(スプリンクラー等設置事業)

平成 27 年 4 月に施行された消防法施行令の改正により、スプリンクラー等の設置義務が生じる有料老人ホームに対してスプリンクラー等の設置補助を行いました。(平成 28 年度・平成 29 年度)

○設置補助施設数

5施設

(6) サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯数が増加する中で、高齢期の居住の安定を確保することを目的に、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により、創設された住宅です。

台所やトイレなどが設置され、バリアフリー構造といった住環境条件が定められており、安否確認や生活相談サービスを提供する住宅です。

市内には3施設、111戸のサービス付き高齢者向け住宅があります。

所管官庁は国土交通省と厚生労働省になります。県への登録制ですが、市との協議が必要ですので、今後の需給動向に注視して相談・支援をしていきます。

【平成30年度完成予定】

1施設 73戸

第5章 介護保険施設の整備

第1節 介護保険施設等整備方針

1 施設整備方針

第6期介護保険事業計画では、施設の利用予測に基づき、「給付と負担」のバランスを堅持しながら、新たな介護保険施設の整備に加え、公設の介護老人保健施設と佐久広域連合所管の施設においては、民設民営方式による施設整備を進めてきました。

この結果、介護保険施設及び居住系施設の整備は、以下の表のとおりとなっています。

第7期介護保険事業計画においても、引き続き「給付と負担」のバランスを堅持し、次期第8期以降の介護保険事業計画において迎える団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会に向けた施設整備を、計画的に進めていく必要があると考えます。

当市では、今後も引き続き施設サービスと在宅サービスのバランスのとれた介護基盤の整備を推進していきます。

【整備計画】

		(単位:床数)								
施設種類		第6期末	第7期				第8期			
		平成29 年度末	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成32 年度末	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度	平成35 年度末
介護 保 険 施 設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	600	30			630				630
	地域密着型介護老人福祉施設	0				0				0
	介護老人保健施設	374	5 ※1(8)			379				379
	介護療養型医療施設	68				68	※2			68
居 住 系 施 設	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	87			18	105				105
	特定施設入居者生活介護	0		60		60				60
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0		29		29				29
合計		1,129	35	89	18	1,271	0	0	0	1,271

※1 平成29年度の介護老人保健施設「みすす苑」の閉院に伴い、民設民営により開設した介護老人保健施設について、第6期に8床分を前倒し整備としたため、「第6期末」の床数に含まれている。

※2 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として創設された「介護医療院」への転換等を予定。

※ 年度区分は開設年度で記載しています。

2 地域密着型サービス事業者整備方針

平成29年度末時点の市内に所在する地域密着型サービス事業所の整備状況は、34事業所となっています。

また、第7期では、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護の整備を計画しています。

【指定状況】

地域密着型サービス 指定事業者	日常生活圏域（6圏域）						計
	浅間	岩村田・東	中込	野沢	臼田	浅科・望月	
認知症対応型通所介護 （認知症デイサービス）	0	1	0	1	2	1	5
地域密着型通所介護 （小規模デイサービス）	2	1	4	2	2	7	18
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	1	2	1	0	1	1	6
小規模多機能型居宅介護	1	0	1	1	1	1	5
計	4	4	6	4	6	10	34

【指定予定】

- | | |
|-------------------|-------------|
| ●小規模多機能型居宅介護 | 1事業所：平成31年度 |
| ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1事業所：平成31年度 |
| ●地域密着型特定施設入居者生活介護 | 1事業所：平成31年度 |
| ●認知症対応型共同生活介護 | 1事業所：平成32年度 |

第6章 介護保険料

第1節 介護保険料

1 介護保険料

介護保険給付費の財源の負担割合は、国25%（施設給付費分は20%）、県12.5%（施設給付費分は17.5%）、市町村12.5%、40～64歳までの第2号被保険者27%、65歳以上の第1号被保険者23%の負担率となっています。

なお、国が負担する25%のうち5%の部分は調整交付金として取り扱われ、1号被保険者の年齢構成及び所得水準に応じた率により調整され交付されます。

また、保険料負担分については、第1号被保険者と第2号被保険者が公平に負担するという観点から、第7期では見直しがされました。

地域支援事業の財源の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業として、国25%、県12.5%、市町村12.5%、40～64歳までの第2号被保険者27%、65歳以上の第1号被保険者23%の負担率となっています。

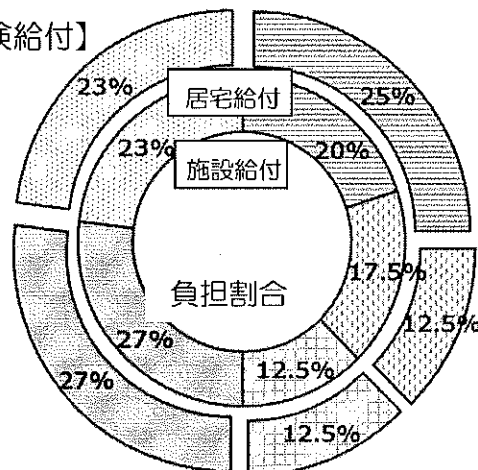
また、介護予防・日常生活支援総合事業以外については、国38.5%、県19.25%、市19.25%、65歳以上1号被保険者23%となります。

第1号被保険者の介護保険料は、平成30年度から平成32年度の3か年の介護保険給付費の見込額と地域支援事業の介護保険負担額などと第1号被保険者数等により算定し、基準額は「今後介護報酬の改定により正式に決定」します。

なお、保険料の段階については、国が示す標準に基づき、9段階とします。

介護給付財源負担割合

【介護保険給付】



国負担金

県負担金

市町村負担金

第2号被保険者 (40～64歳)

第1号被保険者 (65歳以上)

給付費の見込み

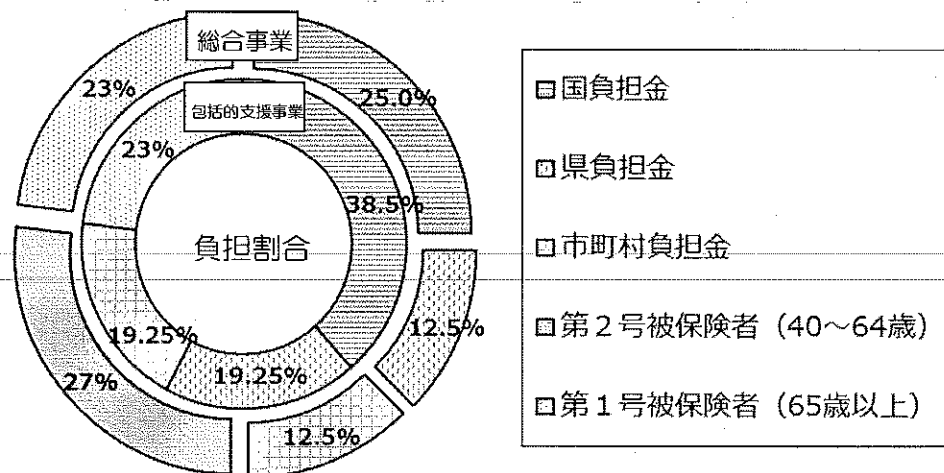
(単位：千円)

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス費	3,381,007	3,637,627	3,763,379
地域密着型サービス費	880,787	1,031,486	1,101,557
住宅改修費	9,128	9,197	9,266
居宅介護支援費	454,494	459,045	463,633
施設サービス費	3,259,720	3,308,668	3,362,154
介護予防サービス費	158,369	166,328	175,414
介護保険負担軽減サービス費	584,183	597,011	610,586
計	8,727,688	9,209,362	9,485,989

※ 介護保険負担軽減サービス費には高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費等が含まれています。

【地域支援事業】

地域支援事業負担割合



地域支援事業の見込み

(単位：千円)

項 目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防事業 (総合事業)	276,170	281,693	287,327
包括支援事業	150,579	153,591	156,663
任意事業	21,245	21,670	22,103
計	447,994	456,954	466,093

資 料 編

1 佐久市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱

平成17年4月1日告示第77号

改正

平成17年7月6日告示第160号

平成20年3月27日告示第30号

平成21年3月24日告示第35号

平成22年3月29日告示第53号

(設置)

第1条 佐久市の介護保険事業を含めた総合的な老人福祉事業に関する計画の策定を推進するため、佐久市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(任務)

第2条 懇話会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定に関する事項
- (2) 老人福祉計画の策定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、識見を有する者、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月6日告示第160号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第30号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日告示第35号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日告示第53号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 佐久市介護保険事業計画等策定懇話会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 名 等	
会 長	金澤 秀典	佐久医師会	顧 問
副会長	小平 實	佐久市民生児童委員協議会	会 長
委 員	和田 裕一	識見者 社会福祉法人佐久福寿園	施設長
//	矢羽田明美	識見者 佐久大学信州短期大学部	准教授
//	甘利 光治	佐久歯科医師会	会 長
//	大森 健	佐久薬剤師会	会 長
//	伊藤 雅章	佐久市区長会	会 長
//	佐藤 悦生	佐久市社会福祉協議会	会 長
//	中條みゆき	佐久市保健補導員会	理 事
//	中村美登里	長野県栄養士会佐久支部	顧 問
//	花岡 文夫	佐久市老人クラブ連合会	会 長
//	渡辺かおり	介護職域代表 居宅介護支援事業者連絡協議会	会 長
//	原 丈夫	公募委員	
//	横森 英世	公募委員	

3 佐久市内の介護保険サービス事業者一覧

サービス種類		事業者名	サービス種類		事業者名
居宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	ヘルパーステーション岩村田	介護訪問看護	介護訪問看護	尚佐久平訪問入浴
		ニチケアセンター佐久		暖家（だんけ）佐久営業所	
		ヘルパーステーションマイハート		訪問看護	訪問看護ステーションあさま
		ヘルパーステーション長土呂			訪問看護ステーション岩村田
		コスモスケアサービス			Aライン訪問看護ステーション
		エフビー訪問介護さく			エフビー訪問看護ステーションさく
		エフビー訪問介護いしすえ			ケイジン訪問看護ステーション中込
		ヘルパーステーションばんり			訪問看護ステーション
		さくだいら敬老園第2ヘルパーステーション			ケイジン訪問看護ステーション塚原
		ヘルパーステーションフェリーチェ			訪問看護ステーションのぞみサンピア
		サガラ訪問介護ステーション			訪問看護ステーションわかば
		訪問介護センター猿久保			訪問看護ステーションほのか
		エフビー訪問介護ひじり			川西赤十字訪問看護ステーション
		佐久市社協ヘルパーステーションさく			らいおんハート訪問介護ステーション佐久
		あんしん介護サービス			訪問看護ステーションばんり
		ヘルパーステーション野沢	訪問リハビリテーション	佐久市立国保浅間総合病院	
		ニチケアセンターなかごみ		三世会金澤病院	
		ヘルパーステーション中込		佐久平整形外科クリニック	
		穂乃里訪問介護		くろさわ病院	
		ケアセンター佐久平高原		つかばらクリニック	
		ヘルパーステーションあいわ中込原		佐久総合病院	
		JA佐久浅間ヘルパーステーション		訪問看護ステーション	
		居宅サービス		通所介護（デイサービス）	医療法人雨宮病院
					ニチケアセンター佐久
					佐久市岩村田デイサービスセンター
佐久市みついでいサービスセンター					
デイサービスセンターばんり					
さくだいら敬老園デイサービスセンター					
宅幼老所　ながとろ					
宅幼老所　のんびり					
デイサービスセンターここわ					
デイサービスセンター佐久平高原					
宅幼老所　のざわ					
ニチケアセンターなかごみ					
佐久市中込デイサービスセンター					
デイサービスセンター佐久平愛の郷					
佐久だいらデイサービスセンター					
JA佐久浅間デイサービスセンターひだまり					
デイサービスセンターのぞみサンピア					
アクネス佐久平					

サービス種類		事業者名
居宅サービス	通所介護（デイサービス）	佐久市前山デイサービスセンター
		JA佐久浅間デイサービスセンター星の里
		佐久市あいとびあ日田デイ・サービスセンター
		JA佐久浅間おおぬまの家
		佐久市浅科デイサービスセンター
		望月デイサービスセンター駒
		JA佐久浅間デイサービスセンターしらかば
		ケイジン通所介護機能訓練センター望月
		らいおんハートリハビリ温泉デイサービス佐久
		デイサービスセンター布施屋
	通所リハビリ（デイケア）	介護老人保健施設 みすす苑
		介護老人保健施設 愛の郷
		介護老人保健施設 安寿苑
		くろさわ病院
		シルバーポートつかばら
		佐久総合病院 介護老人保健施設
		デイケアさくら
	短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム 佐久福寿園
		佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみつひ
		ショートステイ佐久平愛の郷
		佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの
		佐久広域特別養護老人ホーム 勝間園
		佐久広域特別養護老人ホーム 塩名田苑
		特別養護老人ホーム 結いの家
居宅サービス	短期入所生活介護（ショートステイ）	ショートステイ布施屋
	短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設 愛の郷
		介護老人保健施設 安寿苑
		シルバーポートつかばら
		佐久総合病院 介護老人保健施設
		佐久市立国保浅間総合病院
		三世会金澤病院
		川西赤十字病院
	福祉用具貸与	エフビー介護サービス
		(株)ライフサポート
		メディコケイジン(株)
		サクラケア佐久店
		JA佐久浅間 福祉用具ステーション
		(有)ケーアンドケーメディカル

サービス種類		事業者名
地域密着型サービス	（認知症対応型通所介護）	佐久市前山デイサービスセンター
		佐久市みつひデイサービスセンター
		佐久市あいとびあ日田デイ・サービスセンター
		宅幼老所ひまわり
		望月デイサービスセンター結い
	（共同生活介護）	JA佐久浅間グループホーム新子田の家
		サガラシルバーハウス
		グループホームひらか愛の郷
		シルバーハウス塚原
		グループホームうすだ愛の郷
	小規模多機能型居宅介護	グループホームあゆみ
		小規模多機能型居宅介護事業所いしすえ
		さんびあの家
		四季のベンチ
		小規模多機能あったかほーむ中込
	地域密着型通所介護	JA佐久浅間小規模多機能ホームあさしな
		猿久保デイサービスセンター
		寄り合い処ふらっと聖
		宅老所 およりなんし
		宅老所 露風庵（ろふうあん）
		宅老所 若草
		デイサービスセンターあいわ中込原
		宅老所野菊
		宅幼老所 つかばら
		結の里千曲デイサービスセンター
		宅幼老所幸の神俱樂部（さいのかみくらぶ）
		寄り合い処ふらっとうすだ
		宅老所なごみの丘あさしな
		宅老所 よもぎの郷
		ルーエン通所介護事業所
		マリーゴールド宅幼老所
		寄合所文ちゃん家
		宅老所 和楽
		ホームケアセンター慈温

サービス種類	事業者名
居宅介護支援事業所	佐久市立国保浅間総合病院
	佐久福寿園
	ニチケアセンター佐久
	金澤病院居宅介護支援事業所
	エフビー居宅介護支援事業所佐久
	介護老人保健施設 愛の郷
	ケアプランセンターぱんり
	さくだいら敬老園居宅支援事業所
	あんしん居宅介護支援事業所
	佐久総合病院ケアマネジメントセンター
	ニチケアセンターなかごみ
	ケイジン地域ケアセンター中込
	居宅介護支援事業所佐久平愛の郷
	JA佐久浅間さく生活福祉相談センター
	佐久だいら居宅介護支援事業所
	(有)すずらん
	ケイジン地域ケアセンター塚原
	佐久総合病院
	JA佐久浅間みなみ生活福祉相談センター
	ケアセンターさくら
	佐久広域居宅介護支援事業所
	社協ケアプランセンター佐久
	浅科薬局
	指定居宅介護支援事業所 のんびり
	望月悠玄福祉会指定居宅支援事業所
	JA佐久浅間しらかば生活福祉相談センター
	川西赤十字居宅介護支援事業所
	北佐久郡老人福祉施設組合居宅介護支援事業所
	サポート秋晴
	エフビー居宅介護支援事業所佐久中央
	らいおんハート佐久ケアプランセンター
	居宅介護支援事業所なごみ

サービス種類	事業者名
施設サービス	(特別介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム)
	特別養護老人ホーム 佐久福寿園
	佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみつい
	特別養護老人ホーム 佐久平愛の郷
	佐久市特別養護老人ホームシルバーランドさしの
	佐久広域特別養護老人ホーム 勝間園
	特別養護老人ホーム さくら苑
	佐久広域特別養護老人ホーム 塩名田苑
	特別養護老人ホーム 結いの家
	介護老人保健施設 愛の郷
	介護老人保健施設 安寿苑
	シルバーポートつかばら
	佐久総合病院 介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	佐久市立国保浅間総合病院
	三世会金澤病院
	川西赤十字病院

高齢者支援メニュー 一覧表

平成29年度

No.	事業名	事業内容及び対象者
●生きがい対策事業		
1	長寿祝い事業	生きがい対策として市長が100歳以上の高齢者宅を訪問し、長寿をお祝いする。
2	米寿祝い事業	生きがい対策として88歳の高齢者の方に祝品等を贈呈し米寿をお祝いする。
3	シルバー人材センター運営事業	生きがい対策として高齢者の就業機会を確保するための支援を行う。
4	佐久市高齢者大学	高齢者の生きがいと知識向上を目的として学習を行う。
5	高齢者大学大学院	高齢者の地域活動・団体活動のリーダーを養成する。
6	在日外国人高齢者障害者特別給付金支給事業	国民年金の対象とならない在日外国人高齢者に給付金を支給する。
7	敬老会補助事業	各地区で開催される敬老会に対し補助をする。
8	老人クラブ活動助成事業	生きがい対策として老人クラブ活動に対し助成・支援を行う。
9	老人福祉センター運営事業	高齢者の生きがい対策の拠点である老人福祉センターの運営支援等を行う。
10	介護予防施設運営事業	浅科生きがい活動支援センター、春日交流センター、望月生きがいセンター、シルバーサロン等介護予防施設の運営を行う。
●生活支援対策事業		
11	要介護高齢者訪問・相談・指導事業	保健師などによる介護方法や生活支援等の相談指導を行う。
12	高齢者実態調査事業	各種福祉施策に役立てるため、民生児童委員の協力のもと、65歳以上の高齢者等の実態把握を行う。
13	高齢者外出支援サービス事業	概ね65歳以上の低所得世帯の高齢者等であって、公共交通機関を利用することが困難な方に、通院等のための移送サービスの支援を行う。
14	家庭ごみ収集支援事業	概ね65歳以上の高齢世帯及び身体的機能低下により、家庭ごみの搬出が困難な世帯に対し、家庭ごみの収集支援を行う。
15	高齢者男性料理教室事業 (福祉基金活用事業)	男性のひとり暮らし高齢者等に栄養面の配慮、交流の場として料理教室を開催する。
16	生活管理指導短期宿泊事業 ショートステイ	介護保険の対象とならないが、概ね65歳以上で援助が必要な高齢者を、養護老人ホームに短期間入所をさせ、生活の支援を行う。
17	あいとびあ白田ショートステイ事業	概ね65歳以上の虚弱高齢者等に短期入所サービスを提供し、閉じこもり防止や在宅介護の支援を行う。
18	高齢者生活支援ハウス運営事業	居宅において生活することに不安のある高齢者に対して入所サービスを提供する。
19	ひとり暮らし高齢者給食サービス事業 (福祉基金活用事業)	栄養のバランスや季節感等を配慮した食事を提供し、安否確認や地域との交流を図る。
20	老人短期入所介護施設措置 ショートステイ	虐待などやむをえない理由による緊急避難措置として、要介護者を特別養護老人ホーム等に短期入所措置を行う。

21	ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に緊急時における援護を迅速に行うため通報装置を設置し、安心して生活できる環境を整備する。
22	日常生活用具貸与事業	高齢者の福祉向上を図るため、車イス・ベッド等の貸与を行う。
23	馬坂・広川原地域在宅介護支援に対する助成事業	馬坂・広川原地域の高齢者に訪問介護サービスを提供する事業者に助成を行う。
24	馬坂・広川原福祉バス運行事業	交通手段の確保困難な馬坂・広川原地区の高齢者に対し、運行サービスを行う。
25	要援護高齢者福祉施設入所措置（養護）	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所措置を行う。
26	ひとり暮らし高齢者等住宅補修等整備事業	ひとり暮らし等の高齢者の軽微な住宅補修（雨漏り等）をボランティアにより実施する。
27	高齢者にやさしい住宅改良促進事業	要援護高齢者が在宅で自立した生活が続けられるよう住宅の改修の補助を行う。
28	高齢者訪問理美容サービス助成事業	概ね65歳以上の市民税非課税世帯の在宅高齢者のうち、要介護3以上の認定を受け、理美容店に出向くことが困難な方に対し、市内理美容業者が居宅を訪問し理美容サービスを行う。 市は、理美容業者に対し出張経費の助成を行う。
29	ひとり暮らし高齢者等声かけ運動	新聞販売店等から情報の提供を受け、高齢者の安否確認や訪問指導を行う。

●介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

30	介護予防・生活支援サービス事業（通所型現行サービス）	要支援者や事業対象者に対し、介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
31	介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスA）	要支援者や事業対象者に対し、閉じこもり予防や自立支援に資するサービス（現行サービスに係る基準よりも緩和したサービス）を提供する。
32	介護予防・生活支援サービス事業（訪問型現行サービス）	要支援者や事業対象者に対し、訪問介護員による介護予防のためのサービス（身体介護、生活援助）を提供する。
33	介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスA）	要支援者や事業対象者に対し、自立に向けて掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する。（現行サービスに係る基準よりも緩和したサービス）
34	介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスC）	要支援者や事業対象者に対し、保健・医療専門職（保健師・栄養士・歯科衛生士等）による短期集中予防サービス。（生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等）の実施。
35	80歳おたっしや訪問指導事業	介護保険認定者等を除く80歳の高齢者に対して保健師等による訪問指導を行い、介護予防の取組や地域包括支援センターと連携した支援につなげる。
36	75歳おたっしや訪問指導事業	介護保険認定者等を除く75歳の高齢者に対して保健師等による訪問指導を行い、介護予防の取組や地域包括支援センターと連携した支援につなげる。
37	脳の健康度測定事業	高齢者の認知機能の水準や認知機能の変化を測定し、要支援者等の把握や認知症予防の動機づけを行う。
38	寝たきりゼロ運動推進事業	生活習慣や食生活の改善等の啓発を行い、介護予防活動を推進する。
39	はつらつ音楽サロン事業	65歳以上の見守りや介助を必要としない方を対象に、歌や楽器演奏、交流を通して右脳を刺激し、認知症の予防及び知識の普及啓発を推進する。
40	転倒骨折予防事業	65歳以上の見守りや介助を必要としない方を対象に、転倒骨折予防を中心とした介護予防の知識の普及啓発の活動を推進する。
41	お出かけリハビリテーション	公民館等にリハビリ専門職等が出向き、地域の高齢者が適切な運動やリハビリを受ける機会を提供する。

42	はつらつ水中ウォーク事業	65歳以上の見守りや介助を必要としない方を対象に水中運動を行い介護予防の活動を推進する。
43	認知症予防相談・啓発事業	専門医等による講演を開催し、認知症についての正しい知識の普及・啓発を図り、広く市民意識の向上に努めることにより、認知症の早期発見・対応や予防意識の向上を図る。
44	認知症高齢者音楽療法用テープ貸出し事業	認知症高齢者に対し音楽療法のテープを貸し出し、家庭で音楽療法を実施する。
45	健康長寿体操推進事業	高齢者健康づくりの一環として、健康長寿体操の啓発を図る。また、健康長寿体操の習慣化を進めるため、DVDやCDを貸し出し、普及活動を推進する。
46	健康教育・相談事業	介護予防の知識の普及のため、各公民館等において、介護予防教室及び相談を行い、健康維持を図る。
47	栄養改善教室事業	栄養士による栄養改善教室を、びんころ長寿いろはカルタ等の媒体を活用し行う。
48	介護予防指導者養成事業 (お達者応援団育成塾)	介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや自発的な活動が実施される基盤づくりのため、介護予防の実践に関係した運動や栄養などの講座を開催する。
●包括的支援事業（地域支援事業）		
49	地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターが中核となり、各種福祉サービスの調整を図る。
50	地域包括支援センター運営協議会事業	地域包括支援センターの設置・運営に関する協議調整及び地域包括ケアの基盤整備（生活支援体制整備）や地域の関係者間のネットワーク構築等を行う。
51	在宅医療・介護の連携体制推進事業	医療介護連携推進協議会の設置や市民公開講座を開催し、地域の医療と介護の課題を抽出しながら、市民が必要な医療や介護サービスを安心して受けられる地域づくりを目指す。
52	生活支援体制整備事業	軽度の支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが提供される体制を整えるために、各地域包括支援センター毎に生活支援コーディネーターを配置するとともに、情報共有・連携強化の場として協議体を設置する。
53	認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業	認知症高齢者及び虐待に対する地域支援体制づくりを行う。
54	認知症初期集中支援事業	40歳以上の方で自宅で生活をしており病院に通っていない方や介護サービスを使っていない方を対象に、ご本人やご家族を訪問し、病院受診や介護サービス利用、家族へのサポートなど初期の支援を集中的に行う。
55	認知症地域支援推進員配置事業	認知症の方及び家族の方に対して、適切なサービスを提供できるよう支援する専門職員として配置し、医療と介護との連携を図る。認知症専門医を嘱託医として配置し、認知症に関する専門的知識を生かした助言、指導等を行う。
56	地域ケア会議推進事業	市と地域包括支援センターが連携・協働し、地域ケア会議の円滑な実施に向けた環境を整備する。
●任意事業・その他事業（地域支援事業）		
57	介護給付費適正化事業	介護サービスが適正に提供されているか検証するため、ケアプランの点検、施設等への介護相談員の派遣及び必要に応じ住宅改修の現地調査を行う。
58	家庭介護者支援・交流事業	家庭介護者や近隣の援助者等を対象に、介護の負担を軽減するため、介護相談・介護者同士の交流を図る。
59	認知症介護者支援事業 (おつぎが1座談会)	認知症の方を介護する介護者の心身の負担を軽減するため、相互の交流・相談・指導を行う。
60	若年性認知症の方と家族の交流会 (おつぎが1座談会)	若年性認知症の方とご家族の外出の機会を確保し、精神的負担を軽減するため、交流会を実施する。

61	認知症はいかい高齢者家族支援サービス事業	はいかいのある高齢者の生命の安全と早期発見のため、安全服の貸し出しや行方不明になった場合、GPSシステムを活用し、早期発見ができるよう初期費用の一部を補助する。
62	介護用品給付事業	要介護認定者を在宅で介護している低所得の家族に対して、紙オムツなどの介護用品を給付し、介護者の生活の支援を行う。
63	住宅改修支援事業	介護保険サービスのケアプランを作成していない要介護認定者が、住宅改修を行う場合に申請のための理由書を作成する経費の助成を行う。
64	成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障がある者であって、かつ、身寄りがない高齢者に対し、市が老人福祉法の規定に基づき、成年後見制度利用に向け、後見人開始の審判請求等の支援を行う。
65	権利擁護相談事業	司法書士による、成年後見制度利用・多重債務・高齢者虐待等、権利擁護に関する相談を行う。
66	認知症サポーター等養成事業	地域や職域において、認知症サポーターを養成し、認知症の人や家族を支援する地域づくりを推進する。
67	高齢者緊急時あんしん情報提供事業	高齢者実態調査の情報を基に、消防署での緊急対応及び災害予防活動に活かすための情報共有事業を行う。
●医療関連対策事業		
68	在宅要介護者歯科往診治療事業	通院困難な在宅要介護者に対し歯科医師が歯科往診治療を行うに当たり、歯科衛生士が事前訪問し、円滑な往診への支援をする。
69	在宅要介護者訪問歯科健診事業	在宅要介護者宅を歯科医師・歯科衛生士が訪問し、歯科健康診査及び歯科保健指導等を実施する。
70	在宅要介護者訪問歯科指導事業	在宅要介護者宅を歯科衛生士が訪問し、歯科保健指導等を実施する。
●予防接種事業		
71	肺炎球菌ワクチン予防接種事業	当該年度に65歳～100歳まで5歳刻みの年齢を迎える過去に接種されていない方に対して定期接種の接種費用の助成を行う 66歳以上の定期接種対象外で過去に接種されていない方に対して任意接種の接種費用の助成を行う。
72	インフルエンザ予防接種事業	65歳以上的高齢者に対し、インフルエンザ予防接種費用の助成を行う。
●その他事業		
73	高齢者弔慰意事業	95歳以上の高齢者の逝去を悼み、ご遺族に弔意を表すため弔問を行う。
74	高齢者にやさしい集会施設等整備事業	高齢者が利用する既存の集会施設に対し、高齢者の利用に配慮した施設整備を行う区に対し、補助金を交付する。
75	施設整備促進事業	地域密着型特別養護老人ホーム等老人福祉施設の整備を推進する。
76	特別養護老人ホーム運営事業	要介護認定で要介護3以上を受けた常時介護を要する高齢者の入所施設として公設民営の特別養護老人ホーム(シルバーランドみつゝい、シルバーランドきしの及び結いの家)の運営を行う。
77	あいとびあ日田運営事業	地域の総合福祉施設及びふれあいの拠点として、住民の福祉の増進と意識の高揚を図る施設として運営を行う。
78	望月総合支援センター運営事業	総合福祉施設として、住民の福祉の増進と意識の高揚を図る施設として運営を行う。

5 第7期介護保険事業計画策定に係る実態調査

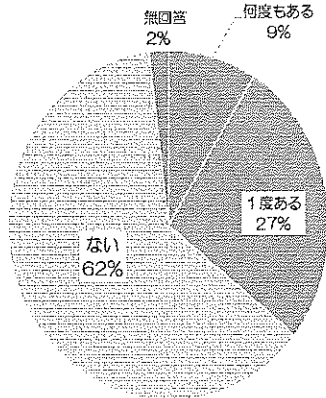
(抜 粋)

高齢者実態調査結果抜粋

(1) 元気高齢者

○ 介護予防について

○ 過去1年間に転んだ経験がありますか？

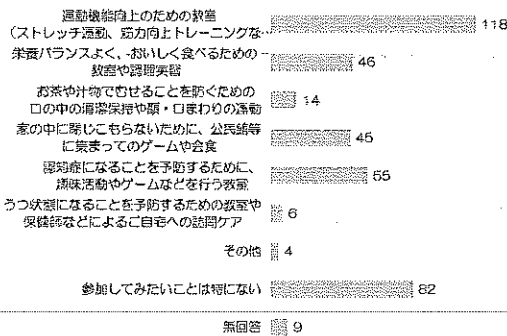


「過去一年間に転んだ経験がありますか」に質問において、「何度もある9%」「1度ある27%」合わせて36%の方が転んだ経験がある状況となっている。



○ 今後参加してみたい介護予防事業

【複数回答 (人)】

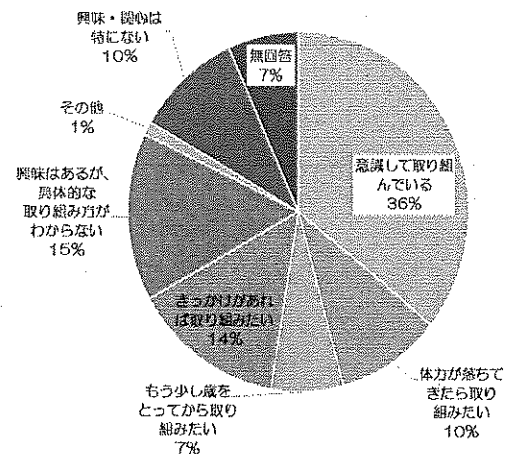


「今後参加してみたい介護予防事業」に関する質問において、「運動機能向上のための教室 (ストレッチ運動、筋力向上トレーニングなど) 118人」「認知症になることを予防するために、趣味活動やゲームなどを行う教室55人」との回答である。

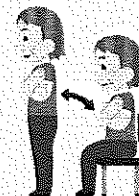


○ 介護予防への取り組み状況

【0は1つ (%)】

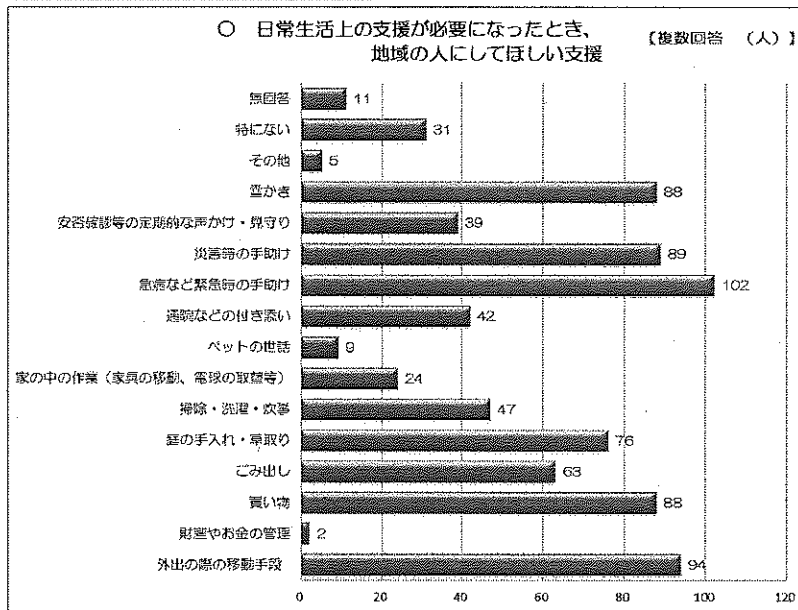


「介護予防への取り組み状況」に関する質問において、「意識して取り組んでいる」と36%の方が回答している。「興味・関心は特にない」と回答した方は10%であり、何らかのきっかけがあれば取り組みたいと考えている方が多い状況である。

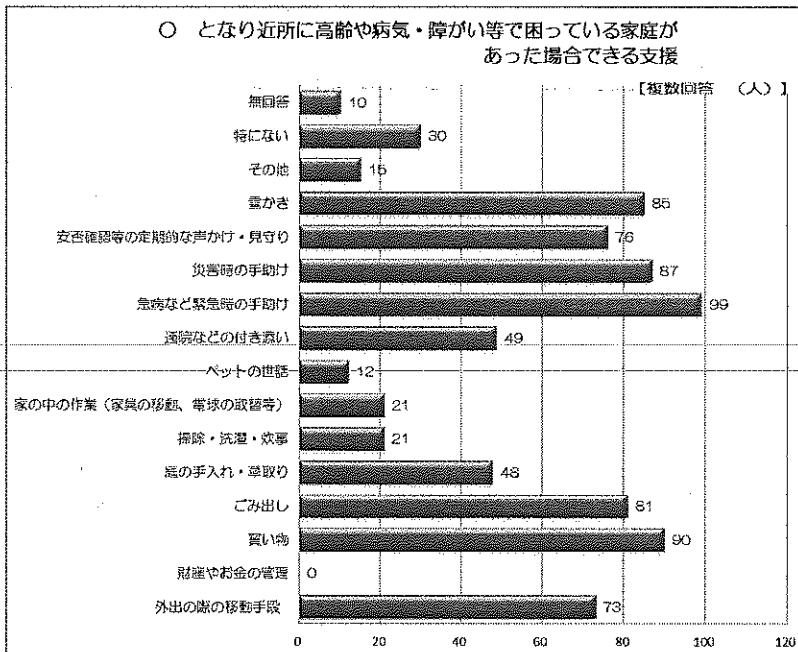


○ アンケート結果より、介護状態に繋がる原因としての「転倒を過去1年間に経験がある」と答えた方が36%であった。「転倒予防・筋力向上」に対しての教育の必要性がある。また、参加してみたい介護予防事業に関しても「運動機能向上のための教室」と回答する方が多い状況であった。介護予防に向けた保健行動の動機づけを行い、要介護状態への移行を防ぐため、①運動機能の維持や向上、②低栄養や食事バランスの改善、③口腔機能の維持や向上など加齢に伴うフレイル（虚弱）の状態を予防する取組が必要である。

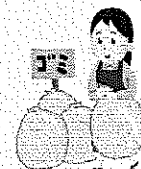
○ 助け合いについて



「日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援は」の質問の回答は、「急病など緊急時の手助け」「外出の際の移動手段」「災害時の手助け」「買い物」「雪かき」などの順に多い。



「とおり近所に高齢や病気・障がい等で困っている家庭があった場合できる支援」の質問の回答は、「急病など緊急時の手助け」「買い物」「災害時の手助け」「雪かき」「ごみ出し」の順に多い。



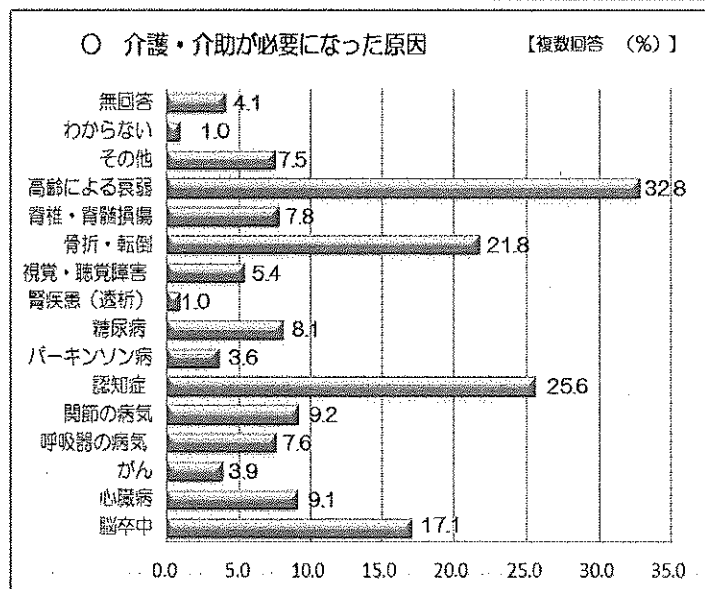
○アンケート結果より、地域の「助け合いについて」の質問の回答から、地域の方に「してほしい支援」と「できる支援」の内容を比較してみると、「してほしい支援」には「急病など緊急時の手助け」が最も多く、次いで「外出の際の移動手段」「災害時の手助け」「買い物」「雪かき」など日常生活への支援の希望が多い結果である。また、地域の方が「できる支援」においては、「急病など緊急時の手助け」に次いで「買い物」「災害時の手助け」「雪かき」「ごみ出し」など「してほしい支援」とほぼ同様の結果でした。

これらの結果から「元気な高齢者」の皆さんが「支援が必要な高齢者」の皆さんを支える「地域の担い手」として活躍できる社会の仕組みづくりの必要性がある。

(2) 居宅要介護・要支援認定者等

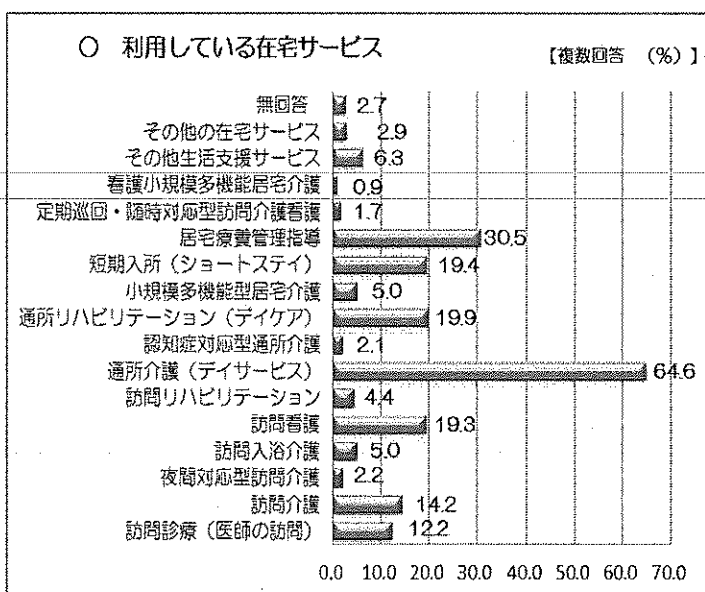
○ 介護の状況について

調査対象者は、要介護・要支援認定者で特別養護老人ホーム等の施設入所者を除く被保険者3,884人から1,900人を無作為抽出しアンケート実施。
発送数1,900通のうち、回収数963通（回収率50.7%）



「介護・介助が必要になった主な原因は何ですか」の質問において、「高齢による衰弱32.8%」

「認知症25.6%」「骨折・転倒21.8%」の順に多い状況である。



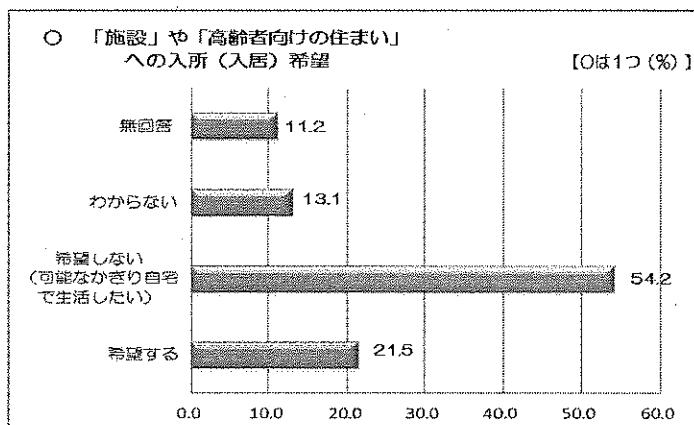
「利用中の在宅サービス」に関する質問において、「通所介護（デイサービス）

64.6%」次いで「居宅療養管理指導（医師・薬剤師などによる指導）30.5%」「通所リハビリテーション（デイケア）19.9%」の順に多い状況である。



○アンケート結果より、「介護・介助が必要になった主な原因は何ですか」の質問において、「高齢による衰弱32.8%」「認知症25.6%」「骨折・転倒21.8%」の順に多い状況である、フレイル（虚弱）の状態を予防する取り組みが必要である。また、「利用中の在宅サービス」に関する質問において、64.6%の方が「通所介護（デイサービス）」と回答している。介護状態であっても、通所サービスなどを利用することで生活の範囲を広げ、筋力等の維持・向上を目指す必要性がある。

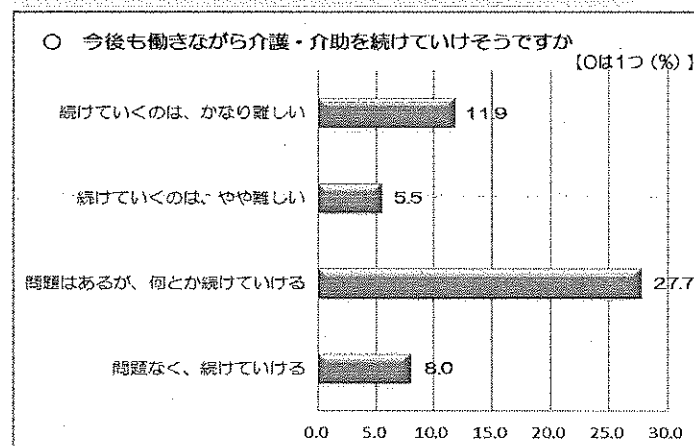
○ 施設等への入所（入居）希望について



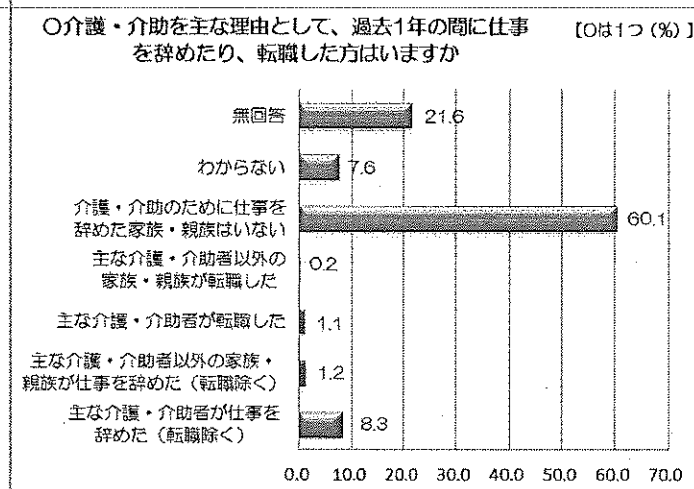
施設等への入所（入居）希望についての質問において「あなたは、自宅以外の「施設」や「高齢者向けの住まい」に入所（入居）を希望しますか」の問いに「希望しない」と回答した方が54.2%であった。また21.5%の方が「希望する」と回答している。



○ 主な介護・介助者の方の状況について



「今後も働きながら介護・介助を続けていけそうですか」の質問において、「問題はあるが何とか続けていける」と回答した方が27.7%、「続けていくのは、かなり難しい」と回答した方は11.9%であった。



また、「ご家族やご親族の中で、ご本人（調査対象者）の介護・介助を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めたり、転職した方はいますか」の質問においては「介護・介助のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答した方は60.1%、「主な介護・介助者が仕事を辞めた（転職除く）」と回答した方は8.3%であった。

○アンケート結果より、介護の状況から『自宅以外の「施設」や「高齢者向けの住まい」に入所（入居）を希望しますか』の問いに「希望しない」と回答した方が54.2%であった。介護・介助を受けながら住み慣れた自宅で生活したいと望んでいる方が約5割いる。

また、主な介護者・介助者の状況から、介護離職についての質問に対し「今後も働きながら介護・介助を続けていけそうですか」の質問において、「問題はあるが何とか続けていける」と回答した方が27.7%、「続けていくのは、かなり難しい」と回答した方は11.9%であった。介護者支援の施策の必要性がうかがえる。